

外国著作権法令集(57)

— ドイツ 編 —

January 2020

公益社団法人 著作権情報センター

外国著作権法令集(57)

— ドイツ 編 —

本山 雅弘 訳

翻訳にあたって

本書は、ドイツ著作権法、すなわち、1965年9月9日の著作権および著作隣接権に関する法律（Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte（Urheberrechtsgesetz） vom 9. September 1965）の翻訳である。

法律の翻訳作業には、言語体系の相違に加え法文脈の相違も背景となって、訳語の発見の困難がしばしばともなう。このたびの翻訳の試みにおいても訳語の選定に思い悩むことは少なくなかった。

たとえば、著作物の「使用」の概念と「利用」の概念の使い分けである。この点について、ドイツ法は、文書の黙読、音楽の聴取あるいは絵画の鑑賞といった知覚行為をも包摂する使用の行為にも、著作権の保護が基本的小よぶこととしたうえで（11条）、著作権の財産権的効力のおよぶ使用の行為には、単なる知覚の行為にすぎない無形的な使用行為なり、無形的な再生の行為に該当しても公衆の再生にはあたらない文書朗読や音楽演奏などの使用行為は含まれないことを、別に定めた利用権の内容で明らかにしている（15条）。

著作物の使用の行為には、利用と称されて著作権の財産権的側面つまり利用権のおよぶ使用の行為と、そこから抜け落ちる使用の行為とがあるものと理解されるわけである。そして、この利用権のおよぶ使用行為、たとえば複製という行為にも、さまざまな使用態様（複製態様）が想定され得るのであって、この個々の使用態様に対応する権利が、別に使用権と称されて、それぞれの利用権の内容を構成するという組み立てになっている（31条）。

また、この利用行為のひとつに数えられ、近年とみにその重要性を高めたインターネット送信の行為についても、その名称の訳出に迷ったところである。ドイツ法は、有形的形態と無形的形態とを問わず、著作物が「公衆に提供(der Öffentlichkeit zugänglich machen)」されている場合をもって、著作物の「公表」を定義する（6条）。インターネット送信も、もちろんこの提供行為のひとつにほかならないのであるが、すでにそれ自身の名称（＝Öffentliche Zugänglichmachung）に、「公表」にいうところの「公衆に提供」と、かなり近似する語が用いられている（19 a条）。

他にたとえば、著作権に関する世界知的所有権機関条約8条は、これに相当する行為を「公衆への伝達」と称するところであるが、公衆伝達の語はすでにわが国の法文脈で別個の意味を備えているだけに、あえて原語の用語を離れてここでそれを採用することに魅力は感じなかった。

結局、本書では、インターネット送信に該当する行為を、名詞の場合にせよ動詞の語幹となる場合にせよ、「公衆提供」という一体的な語で表現することにより、原語の表現をできるだけ生かしつつ、「公衆に提供」という「公表」との関係でより一般的な意味を持つ概念との差別を試みた。

このたびの翻訳に用いたテキストは、2003年9月の改正（情報社会における著作権の規

整に関する法律)を経た条文である。

この改正は、欧州理事会のいわゆる情報社会指令(2001/29/EG)の実施を受けたものであるが、その後、ドイツの国内事情を背景とする改正作業がさらに進められ、すでにその政府草案も、私的複製やそれに対する報酬制度の改正にもわたる内容をもって、公にされたところである。しかし、このたびの翻訳を前に、その改正法の成立を見ることはなかった。また、ドイツの著作権法制度を知るうえで、権利の集中管理に関するいわゆる著作権管理法(Gesetz über die Wahrnehmung von Urheberrechten und verwandte Schutzrechten (Urheberrechtswahrnehmungsgesetz))は欠かせない存在であり、またその直近の改正も、著作権法と時を同じく2003年9月に行われたところである。しかしこれについても、ここに併せて訳出することは叶わなかった。他日を期することとしたい。

2007年3月 本山雅弘

第二版の序

初版からすでに3年が過ぎようとしている。この間、ドイツの著作権制度は、比較的大きな改正にも直面してきた。今回、これまでの改正内容を反映させ、さらに、先の翻訳の機会に力及ばず断念した著作権管理法、それに、1907年の立法以来、現行著作権法と併存するかたちでその一部をなお存続させているいわゆる美術著作権法(Gesetz betreffend das Urheberrecht an Werken der bildenden Künste und der Photographie)を、いずれも訳出する機会を得た。

ドイツ著作権法が直面した近年の改正経緯とその主たる改正内容は、つぎのとおりである。すなわち一、

2006年11月10日の著作権法を改正する第五の法律(連邦法律広報第I部第2587頁)によって、いわゆる純粋美術に関する追及権の規定(26条)が全面改正された。2007年10月26日の情報社会における著作権の規整に関する第二の法律(連邦法律広報第I部第2513頁)によって、未知の使用方法に関する契約ルールの変更(31a条の新設)、公共図書館等における電子端末での閲覧使用に関する制限規定の新設(52b条)、公共図書館による複製物の送付サービスに関する制限規定の新設(53a条)、私的複製に対する補償金制度(報酬請求権制度)の抜本的変更(54条から54h条までの全面改正)、またこの抜本改正に伴う法定報酬額に関する「別表(旧54d条1項)」の全面廃止が行われた。2007年12月13日の財政行政法及びその他法律の改正のための第二の法律(連邦法律広報第I部第2897頁)によって、一部改正が行われた。2008年7月7日の知的所有権に関する権利の執行を改善するための法律(連邦法律広報第I部第1191頁)によって、不作為請求訴訟提起前の加害者に対する警告(A b m a h n u n g)制度(97a条)、無過失加害者

の不作為請求回避を目的とする使用料相当額の賠償制度（100条）、侵害組成物の販売経路等に関する報告請求権（101条）、被疑侵害者に対する文書等の提出請求権（101a条）、損害賠償請求権の実効性担保のための文書提出請求権（101b条）などが、いずれも新設された。2008年12月7日の著作権の修正に関する第六の法律（連邦法律広報第I部第2349頁）によって、一部改正が行われた。そして、2008年12月17日の家事事件及び非訟事件における手続の改正に関する法律（連邦法律広報第I部第2586頁）によって、一部改正が行われた。

今回の翻訳は、これらの改正をいずれも反映させたものである。

ドイツ著作権管理法は、いうまでもなく、著作権法内の保護と制限の内容を明らかにするルールおよび契約法に関するルールとともに、ドイツ著作権法制度の屋台骨となる法律である。この法律も、2007年10月26日の情報社会における著作権の規整に関する第二の法律を受けて、修正がなされている。

1907年の美術著作権法は、その大部分の規定を現行著作権法の施行（1966年）と同時に廃止したが、肖像の保護に関する制度については、現在もなお有効に存続させている。そして、この肖像保護制度は、肖像が備える人格価値のみならず財産価値をも保護し得るとする解釈が、ドイツの最高裁判所の判例の立場である。近年、わが国においても、著名人の氏名なり肖像に関するいわゆるパブリシティの権利が判例により確立されつつあるが、ドイツの肖像保護制度は、このパブリシティの権利とも対応し得るところである。そこで、近年の社会的関心に応えるとともに、従来あまり顧みられなかったドイツ著作権法の一面を紹介する意味でも、ここに、この肖像保護制度を訳出することとした。

2010年2月 本山雅弘

第三版に際して

今回の翻訳にあたって、現時点において直近の改正である、2018年11月の改正（BGBl. I S. 2014：連邦法律広報I部2014頁）を反映させた。

先の改版以降、ドイツ法は2011年より毎年の改正を重ねている。なかでも、2013年5月の改正で行われた、プレス出版者に関する新たな著作隣接権（87fないし87h条）の新設、そして、2013年10月の改正で行われた、授業・教育（60aおよび60b条）、学術・研究（60c条）、および、いわゆるビッグ・データの利活用の促進を目的とするデータマイニング（60d条）等に関する一連の制限規定の新設が、目を引くところである。

後者の、一連の新設制限規定については、その施行後4年をもって、連邦政府が法改正の評価を連邦議会に報告することとされており（142条1項）、また、その改正法は、2023年2月28日までの時限的なものとされている（同条2項）。

これらの規定は、著作権・知識社会法（2017年9月立法）を通じて、著作権法に導入さ

れたものである（2018年3月1日施行）。この辺りには、制限規定のあり方をめぐる権利者側と利用者側の利害調整の難しさを、垣間見ることでもできよう。

先の改版で訳出した、著作権等の集中管理に関する法律は、新たに、「集中管理団体による著作権及び著作隣接権の管理に関する法律」として、2016年5月24日に立法された（BGBl. I S. 1190:連邦法律広報 I 部 1190 頁）。この立法は、集中管理に関する欧州指令（2014/26/EU）の国内法編入を受けたものである。その規定内容には、少なからず、旧著作権管理法に対応するものを認め得るが、旧法を改めた現行法の翻訳については、他日を期したいと思う。

なお、今回の改版を機に、いわゆるレコードに関する著作隣接権の保護対象である“Tonträger“の訳語を、従来の「レコード」から、「レコード盤」へと改めた。

ドイツの著作隣接権の保護対象は、有体物としての「レコード盤」であり、わが国の著作隣接権の保護対象である「レコード」が、「物に固定された音」（著作権法2条1項5号）という、無体の音それ自体であることと異なるからである。「レコード」と「レコード盤」とは、訳語としてはささやかな相違に過ぎないが、わが国の保護対象である「レコード」の概念と比較すると、保護対象としての評価の対象には、その保護の正当化根拠にもおよび得る、おおきな相違がある。

2020年1月 本山雅弘

目 次

1965年9月9日の著作権及び著作隣接権に関する法律（著作権法）

（連邦法律広報第 I 部第 1273 頁）

第 1 章	著作権	1
第 1 節	総則	1
第 2 節	著作物	1
第 3 節	著作者	3
第 4 節	著作権の内容	4
第 1 款	総則	4
第 2 款	著作者人格権	4
第 3 款	利用権	5
第 4 款	著作者のその他の権利	9
第 5 節	著作権における法律関係	11
第 1 款	著作権の承継	11
第 2 款	使用権	12
第 6 節	法律により許容される使用による著作権の制限	25
第 1 款	法律により許容される使用	25
第 2 款	第 5 3 条、第 6 0 a 条乃至第 6 0 f 条に基づき許容される複製に関する報酬	32
第 3 款	その他の法律により許容される使用	35
第 4 款	授業、学術及び諸機関に関して法律により許容される使用	37
第 5 款	孤児著作物に関し法律により特別に許容される使用	41
第 6 款	法律により許容される使用に関する共通規定	44
第 7 節	著作権の存続期間	46
第 8 節	コンピュータ・プログラムに関する特則	47
第 2 章	著作隣接権	50
第 1 節	特定の刊行物の保護	50
第 2 節	写真の保護	51
第 3 節	実演芸術家の保護	51
第 4 節	レコード盤の製作者の保護	56
第 5 節	放送事業者の保護	57
第 6 節	データベース製作者の保護	58
第 3 章	映画に関する権利	61
第 1 節	映画の著作物	61

第2節	動画	64
第4章	著作権及び著作隣接権に関する共通規定	64
第1節	補充の保護規定	64
第2節	権利の侵害	67
第1款	民事法の規定・訴えの提起	67
第2款	刑事規定及び過料規定	74
第3款	税関の措置に関する規定	78
第3節	強制執行	79
第1款	総則	79
第2款	金銭債権を理由とする著作者に対する強制執行	79
第3款	金銭債権を理由とする著作者の権利承継人に対する強制執行	80
第4款	金銭債権を理由とする学術的刊行物の作成者及び写真家に対する強制執行	81
第5款	金銭債権を理由とする特定の装置を目的とする強制執行	81
第5章	適用領域、経過規定及び最終規定	81
第1節	法律の適用領域	82
第1款	著作権	82
第2款	著作隣接権	83
第2節	経過規定	86
第3節	最終規定	95

1907年1月9日の造形美術の著作物及び写真の著作物の著作権に関する法律

(ライヒ法律広報第7頁〔連邦法律広報第III部分類番号第440-3号に公表された修正版〕)

第22条	【自己の肖像に関する権利】	99
第23条	【第22条に対する例外】	99
第24条	【公共の利益による例外】	99
第33条	【罰則】	100
第37条	【廃棄】	100
第38条	【引取りの権利】	100
第42条	【民事又は刑事手続】	101
第43条	【申請に基づく廃棄】	101
第44条	【引取りに対する権利】	101
第48条	【消滅時効】	101
第50条	【廃棄を求める申請】	101
第55条	【施行】	101

1965年9月9日の著作権及び著作隣接権に関する法律（著作権法）
（連邦法律広報第I部第1273頁）

最終改正：2008年12月17日の家事事件及び非訟事件における手続の改正に関する法律
（連邦法律広報第I部第2586頁）

第1章 著作権

第1節 総則

第1条

文学、学術、及び美術の著作物の著作者は、その著作物について、この法律の定めるところに従い保護を受ける。

第2節 著作物

第2条 保護を受ける著作物

- (1) 保護を受ける文学、学術、及び美術の著作物には、とりわけ、次に掲げるものが属する。
1. 文書、演説及びコンピュータ・プログラムのような言語の著作物
 2. 音楽の著作物
 3. 無言劇の著作物 舞踊の著作物を含む。
 4. 造形美術の著作物 建築及び応用美術の著作物並びにそれらの著作物の下図を含む。
 5. 写真の著作物 写真の著作物と類似の方法により作成される著作物を含む。
 6. 映画の著作物 映画の著作物と類似の方法により作成される著作物を含む。
 7. 図面、設計図、地図、略図、図表及び立体描写のような学術的又は技術的方法による描写
- (2) この法律の意味における著作物とは、個人的かつ精神的な創作のみをいう。

第3条 翻案物

著作物の翻訳物その他の翻案物で翻案者の個人的かつ精神的な創作であるものは、翻案された著作物の著作権にかかわらず、独立の著作物として保護を受ける。保護を受けない音楽の著作物の実質を欠いた翻案物にすぎないものは、独立の著作物として保護を受けることはない。

第4条 編集著作物及びデータベースの著作物

(1) 著作物、データその他独立の素材からなる編集物で、その素材の選択又は配列によって個人的かつ精神的な創作であるもの（編集著作物）は、その個々の素材の場合によっては存する著作権又は著作隣接権にかかわらず、独立の著作物として保護を受ける。

(2) この法律の意味におけるデータベースの著作物とは、編集著作物で、その素材が、体系的又は組織的に配列され、かつ、電子的手段を用いて又は他の方法によって個別に使用可能であるものをいう。データベースの著作物の作成のために、又はその素材へのアクセスを可能にするために用いられたコンピュータプログラム（第69a条）は、データベースの著作物の要素にあたらぬ。

第5条 官公庁の著作物

(1) 法律、命令、官公庁の布告及び公示並びに判決及び官公庁の作成に係る判決要旨は、著作権の保護を受けない。

(2) その他官公庁の著作物で、官公庁の利益において一般の閲覧のために公にされているものについては、第62条第1項乃至第3項並びに第63条第1項及び第2項における変更禁止及び出典表示に関する規定を準用することを条件として、同様とする。

(3) 法律、命令、布告又は官公庁の公示が、私的な規格文書について文言を再録することなく参照を指示する場合には、その私的な規格文書に関する著作権は、前二項によって妨げられない。この場合において、著作者は、出版者のいずれに対しても、相当なる条件のもとに、その複製及び頒布に関する権利を許与する義務を負う。複製及び頒布に関する排他的権利の保有者が第三者である場合には、この保有者が、第2文に基づいて、使用権の許与について義務を負う。

第6条 公表された著作物及び発行された著作物

(1) 著作物は、それが権限を有する者の同意を得て公衆に提供されている場合において、公表されたものとする。

(2) 著作物は、権限を有する者の同意を得て、当該著作物の複製物が、その製作の後に、十分な部数をもって公衆に供給され又は取引に供されている場合において、発行されたものとする。造形美術の著作物については、著作物の原作品又は複製物が、権限を有する者の同意を得て、恒常的に公衆に提供されている場合にも、発行されたものとみなす。

第3節 著作者

第7条 著作者

著作者とは、著作物の創作者をいう。

第8条 共同著作者

(1) 二以上の者が著作物を共同で作成した場合において、その各人の持分を個別に利用することができないときは、それらの者は、その著作物の共同著作者という。

(2) 著作物の公表に関する権利及び著作物の利用に関する権利は、共同著作者の共有に帰属するものとし、この場合において、著作物の変更は、共同著作者の同意を得たときのみ許される。ただし、共同著作者は、公表、利用又は変更に関するその同意を、信義誠実に反して拒んではならない。各共同著作者は、共同著作権の侵害を根拠として、請求権を行使することができる。ただし、各共同著作者が求めることのできる給付は、すべての共同著作者に対する給付にかぎられる。

(3) 著作物の使用から得られる収益は、共同著作者の間に別段の合意がないときは、著作物の創作における各人の協力の程度に応じて、共同著作者に配分されるものとする。

(4) 共同著作者は、利用権（第15条）について、その持分を放棄することができる。その放棄は、他の共同著作者に対して表示されなければならない。その表示をもって、その持分は、他の共同著作者に帰属する。

第9条 結合された著作物の著作者

二以上の著作者が、それらの著作物を、共同の利用のために相互に結合した場合には、各著作者は、他の著作者に対して、その結合された著作物の公表、利用及び変更に関する同意を、その同意が信義誠実に照らして他の著作者に期待し得るときは、求めることができる。

第10条 著作者又は権利保有者の推定

(1) 発行された著作物の複製物に、又は造形美術の著作物の原作品に、著作者として通常の方法により表示されている者は、反証があるまでは、その著作物の著作者とみなされる。著作者の変名又は雅号としてすでに知られた表示についても、同様とする。

(2) 著作者が前項に基づいて表示されていないときは、著作物の複製物に刊行者として表示されている者が、著作者の権利を行使する権限を有するものと推定する。刊行者の表示がないときは、出版者が、権限を有するものと推定する。

(3) 排他的使用権の保有者に関しては、仮の権利保護の手續が行われ、又は不作為請求権が行使されるものと認められるときは、第1項の推定を準用する。推定は、著作者又は著作隣接権の当初の保有者に関しては、適用しない。

第4節 著作権の内容

第1款 総則

第11条

著作権は、著作者を、その著作物に対するその精神的かつ個人的な関係において、及びその著作物の使用において、保護する。著作権は、同時に、著作物の使用に関する相当なる報酬の保障にも寄与する。

第2款 著作者人格権

第12条 公表権

(1) 著作者は、その著作物の公表の可否及びその方法を決定する権利を有する。

(2) 著作物ないし著作物の本質的内容又はその説明のいずれもが、未だ著作者の同意を得て公表されていないかぎり、著作物の内容を公衆に知らせ、又は説明することは、その著作者に留保されるものとする。

第13条 著作者であることの承認

著作者は、その著作物について、自らがその著作者であることの承認を求める権利を有する。著作者は、著作物に著作者表示を付するか否か、及びいかなる表示を用いるかについて、決定することができる。

第14条 著作物の歪曲

著作者は、その著作物の歪曲その他の毀損で、著作物に関する自らの正当な精神的又は個人的な利益を危うくすると評価されるものを、禁止する権利を有する。

第3款 利用権

第15条 通則

(1) 著作者は、その著作物を有形的な形態において利用することについて、排他的権利を有する。この権利は、とりわけ、次の各号に掲げるものを含む。

1. 複製権（第16条）
2. 頒布権（第17条）
3. 展示権（第18条）

(2) 著作者は、さらに、その著作物を無形的な形態において公衆に再生することについて、排他的権利（公衆への再生の権利）を有する。この公衆への再生の権利は、とりわけ、次の各号に掲げるものを含む。

1. 口述権、上演・演奏権及び上映権（第19条）
2. 公衆提供の権利（第19a条）
3. 放送権（第20条）
4. 録画物又はレコード盤による再生の権利（第21条）
5. 放送による再生の権利及び公衆提供による再生の権利（第22条）

(3) 再生は、それが公衆における多数の構成員に向けて行われるとき、公衆への再生であるという。公衆に属する者とは、著作物を利用する者又は他の者で著作物が無形的な形態

において知覚可能なものとされ若しくは提供されているものと、個人的な関係によって結ばれていないすべての者をいう。

第16条 複製権

(1) 複製権とは、一時的又は持続的の別、方法及び数量のいかんを問わず、著作物の複製物を製作する権利をいう。

(2) 連続映像又は連続音声を反復して再生するための装置（録画物又はレコード盤）に著作物を再製することも、著作物の再生を録画物又はレコード盤に収録する場合と、著作物を一の録画物又はレコード盤から他の録画物又はレコード盤に再製する場合とを問わず、複製にあたる。

第17条 頒布権

(1) 頒布権とは、著作物の原作品又は複製物を、公衆に供給し、又は取引に供する権利をいう。

(2) 著作物の原作品又は複製物が、その頒布について権限を有する者の同意を得て、欧州連合の域内又は欧州経済領域に関する条約の他のいずれかの締約国の領域内で、譲渡の方法によって取引に供されている場合には、その原作品又は複製物の再頒布は、賃貸する場合を除いて、許される。

(3) この法律の規定の意味における賃貸とは、時間的に制限された使用の引渡しであって直接的又は間接的に営利を目的とするものをいう。ただし、次の各号のいずれかに掲げるものの引渡しは、賃貸にあたらぬ。

1. 建築の著作物及び応用美術の著作物の原作品又は複製物
2. 雇用関係又は職務関係において、その雇用関係又は職務関係から生ずる義務の履行にあたって使用されることを専ら目的とする原作品又は複製物

第18条 展示権

展示権とは、未公表の造形美術の著作物の原作品若しくは複製物又は未公表の写真の著作物の原作品若しくは複製物を、公衆に展示する権利をいう。

第19条 口述権、上演・演奏権及び上映権

(1) 口述権とは、人の実演によって、言語の著作物を公衆に聞かせる権利をいう。

(2) 上演・演奏権とは、人の実演によって、音楽の著作物を公衆に聞かせ、又は著作物を公衆に上演する権利をいう。

(3) 口述権及び上演・演奏権は、口述及び上演・演奏を、人の実演が行われる場所の場外において、映像ディスプレイ、スピーカー又は類似の技術的装置によって、公衆に知覚可能なものとする権利を含む。

(4) 上映権とは、造形美術の著作物、写真の著作物、映画の著作物又は学術的若しくは技術的方法による描写を、技術的装置によって公衆に知覚可能なものとする権利をいう。上映権は、これらの著作物の放送又は公衆提供を公衆に知覚可能なものとする権利（第22条）を含まない。

第19a条 公衆提供の権利

公衆提供の権利とは、著作物を、有線又は無線により、公衆の構成員がその選択に係る場所及び時において当該著作物を使用できる方法で、公衆に提供する権利をいう。

第20条 放送権

放送権とは、著作物を、音声及びテレビジョン放送、衛星放送、有線放送又は類似の技術的手段をはじめとする放送により、公衆に提供する権利をいう。

第20a条 欧州における衛星放送

(1) 衛星放送が、欧州連合のいずれかの加盟国又は欧州経済領域に関する条約のいずれかの締約国の領域内で実施される場合には、衛星放送は、専らその加盟国又は締約国で行われるものとみなす。

(2) 衛星放送が、欧州連合の加盟国又は欧州経済領域に関する条約の締約国のいずれにも該当せず、かつ、衛星放送の権利に関して、衛星放送及び有線再送信に関する特定の著作権及び給付保護権の規定を調整するための1993年9月27日の理事会指令93/83/EWG（欧州共同体公報第L248号第15頁）第2章に定める保護水準が保障されていない国の領域内で実施される場合には、衛星放送は、次の各号のいずれかに掲げるときは、それぞれ当該各号に定める加盟国又は締約国で行われるものとみなす。

1. 番組伝送信号を衛星に送出する地上放送局が加盟国又は締約国にあるとき、その加盟国又は締約国
2. 前号に基づく要件が存しない場合において、放送事業者がその営業所を加盟国又は締約国に置くとき、その加盟国又は締約国

放送権は、第1号の場合においては地上放送局の所有者に対して、第2号の場合においては放送事業者に対して、それぞれ行使するものとする。

(3) 前二項の意味における衛星放送とは、放送事業者が、その管理と責任のもとで、公衆による受信を予定された番組伝送信号を、中断しない伝送連鎖であって衛星と地上を往復するものに入力することをいう。

第20b条 有線再放送

(1) 放送される著作物を、変更を加えず完全かつ同時に中継される放送番組内において、有線又はマイクロウェーブのシステムにより再放送すること（有線再放送）の権利は、集中管理団体によってのみ行使することができる。ただし、放送事業者が自らの放送に関して行使する権利については、このかぎりでない。

(2) 著作者が、有線再放送の権利を、放送事業者、レコード盤製作者又は映画製作者に許与した場合といえども、有線の事業者は、著作者に、有線再放送に対し相当なる報酬を支払わなければならない。この報酬請求権は、放棄することができない。報酬請求権は、あらかじめ集中管理団体にのみ移転し、かつ、当該集中管理団体によってのみ行使することができる。この規定は、放送事業者の労働協約及び事業所協定及び共通報酬規定が著作者にすべての有線再放送について相当なる報酬を与える場合には、そのかぎり、それらの適用を妨げるものではない。

第21条 録画物又はレコード盤による再生の権利

録画物又はレコード盤による再生の権利とは、著作物の口述又は上演・演奏を、録画物又はレコード盤を用いて公衆に知覚可能なものとする権利をいう。第19条第3項は、ここに準用する。

第22条 放送による再生の権利及び公衆提供による再生の権利

放送による再生の権利及び公衆提供による再生の権利とは、著作物の放送を、及び著作物の公衆提供に基づく再生を、映像ディスプレイ、スピーカー又は類似の技術的装置によ

り、公衆に知覚可能なものとする権利をいう。第19条第3項は、ここに準用する。

第23条 翻案物及び改作物

著作物の翻案物その他改作物は、翻案され又は改作された著作物の作者の同意を得た場合にかぎり、公表し、又は利用することができる。著作物の映画化、造形美術の著作物の設計図及び下図の実施、建築の著作物の模造又はデータベースの著作物の翻案若しくは改作の場合には、翻案物又は改作物を製作するにあっても、作者の同意を要する。専ら技術的な結果として生ずる著作物の変更で、第60d条第1項、第60e条第1項及び第60f条第2項に基づくものに対しては、第1文及び第2文が適用されることはない。

第24条 拘束を離れた使用

(1) 独立の著作物で、他人の著作物の拘束を離れた使用において作成されているものは、使用された著作物の作者の同意を得ることなく、公表し、及び利用することができる。

(2) 前項の規定は、音楽の著作物の使用で、旋律をその著作物から取り出しかつその旋律を新たな著作物の基礎とすることが明白であるものには、適用しない。

第4款 作者のその他の権利

第25条 著作物現品への接近

(1) 作者は、その著作物の原作品又は複製物の占有者に対して、著作物の複製物又は翻案物の製作に必要な場合において、占有者の正当な利益に反しないときにかぎり、その原作品又は複製物に自らが近づくことができるよう求めることができる。

(2) 占有者は、その原作品又は複製物を作者に引き渡すことについて義務を負うことはない。

第26条 追及権

(1) 造形美術の著作物又は写真の著作物の原作品が再譲渡される場合において、美術商又は競売人が、取得者、譲渡人又は仲介人としてこれに関与するときは、その譲渡人は、作者に対して、譲渡価額の配当を支払わなければならない。税を控除した販売価格をもって第1文の意味における譲渡価額とみなす。譲渡人が私人である場合には、取得者又は仲介人として関与した美術商又は競売人が、その者ととも連帯債務者として責任を負う。

ただし、相互の関係においては譲渡人が単独で責任を負う。第1文に基づく義務の負担は、譲渡価額が400ユーロに満たないときは、消滅する。

(2) 譲渡価額の配当の額は、つぎに掲げるとおりとする。

1. 譲渡価額の5万ユーロまでの部分については4パーセント
2. 譲渡価額の5万ユーロ1セントから20万ユーロまでの部分については3パーセント
3. 譲渡価額の20万ユーロ1セントから35万ユーロまでの部分については1パーセント
4. 譲渡価額の35万ユーロ1セントから50万ユーロまでの部分については0.5パーセント
5. 譲渡価額の50万ユーロを超える部分については0.25パーセント

再譲渡から生ずる追及権の報酬の総額は、12500ユーロを超えることはない。

(3) 追及権は、これを譲渡することはできない。著作者は、自らの配当をあらかじめ放棄することはできない。

(4) 著作者は、美術商又は競売人に対して、報告であって、その美術商又は競売人の関与のもとで当該報告の請求前3年間に再譲渡された自らの著作物の原作品を特定するためのものを、求めることができる。

(5) 著作者は、譲渡人に対する自らの請求権の実行に必要と認められる場合には、美術商又は競売人に対して、譲渡人の氏名及び住所並びに譲渡価額の額について報告を求めることができる。美術商又は競売人は、譲渡人が著作者に配当を納付するときは、譲渡人の氏名及び住所に関する報告を拒絶することができる。

(6) 第4項及び第5項に基づく請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。

(7) 第4項又は第5項に基づく報告において、その正当性又は完全性に関して合理的な疑いが存するときは、集中管理団体は、報告義務者の選ぶところにより、自らに、又は報告義務者が指定することのできる公認会計士若しくは公認監査役に、当該報告の正当性又は完全性を確認するために必要なかぎりにおいて、営業帳簿又はその他の文書の閲覧を許すよう、求めることができる。

(8) 前各項の規定は、建築の著作物及び応用美術の著作物には適用しないものとする。

第27条 賃貸及び貸出に対する報酬

(1) 著作者が、録画物又はレコード盤に関する賃貸権（第17条）を、レコード盤製作者又は映画製作者に許与していた場合といえども、賃貸人は、著作者に、その賃貸に対する相当なる報酬を支払わなければならない。この報酬請求権は、放棄することができない。報酬請求権は、あらかじめ集中管理団体にのみ移転することができる。

(2) 著作物の原作品又は複製物で、その再頒布が、第17条第2項に基づき許されるものの貸出しに対しては、その原作品又は複製物が、公衆に利用可能な施設（図書館、録画物若しくはレコード盤又は他の原作品若しくは複製物の収集施設）によって貸出される場合には、著作者に、相当なる報酬を支払うものとする。この第1文の意味における貸出しとは、時間的に制限された使用の引渡しであって、直接的であるか又は間接的であるかを問わず、営利を目的としないものをいう。第17条第3項ただし書は、ここに準用する。

(3) 前二項に基づく報酬請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。

第5節 著作権における法律関係

第1款 著作権の承継

第28条 著作権の相続

(1) 著作権は、相続することができる。

(2) 著作者は、終意処分により、著作権の行使を遺言執行者に委託することができる。民法第2210条は、適用しないものとする。

第29条 著作権に関する法律行為

(1) 著作権は、譲渡することができない。ただし、死因処分を理由とする執行において譲渡され、又は遺産分割の方法によって共同相続人に譲渡される場合は、このかぎりでない。

(2) 使用权の許与（第31条）、利用権に関する債権的な同意及び合意並びに第39条に規定される著作者人格権に関する法律行為は、許される。

第30条 著作者の権利承継人

著作者の権利承継人は、別段の定めがないかぎり、この法律に基づいて著作者に帰属することとなる権利を有する。

第2款 使用权

第31条 使用权の許与

(1) 著作者は、その著作物を個々の又はすべての使用方法によって使用する権利(使用权)を、他人に許与することができる。使用权は、単純使用权又は排他的使用权として、地域的、時間的、又は内容的に制約を付して許与することができる。

(2) 単純使用权は、その保有者に、著作物を、他人による使用を排除することなく、許諾された方法によって使用することについて、権限を与える。

(3) 排他的使用权は、その保有者に、他のすべての者を排して自らに許諾された方法によって著作物を使用すること及び使用权を許与することについて、権限を与える。著作者による使用を留保することは、定めることができる。第35条は、これによって妨げられない。

(4) (廃止)

(5) 使用权の許与に際して、使用方法が明示的かつ個別に表示されていない場合には、使用权の及ぶ使用方法は、当事者双方が基礎とした契約の目的に従って定める。使用权の許与の有無、単純使用权と排他的使用权の別、使用权及び禁止権の及ぶ範囲、並びに使用权が服する制限の種類について疑義が生じた場合にも、同様とする。

第31a条 未知の使用方法に関する契約

(1) 契約で、それにより著作者が未知の使用方法に関する権利を許与し、又はその義務を負担するものは、書面形式を要する。著作者が他人に対して単純使用权を無償で許与するときは、書面形式を要しない。ただし著作者は、この権利の許与又はその義務の負担を取消することができる。取消権は、他人が著作物の新たな使用方法の着手の意図に関する通知を、著作者に対して、その者に最後に知られた住所によって発信した後3ヶ月を経過した

後に、消滅する。

(2) 取消権は、当事者が新たな使用方法が知られた後に第32c条第1項に基づく報酬について合意した場合には、消滅する。取消権は、当事者が報酬を共通報酬規定に基づいて合意した場合にも、消滅する。取消権は、著作者の死亡とともに消滅する。

(3) 複数の著作物又は著作物構成物が、新たな使用方法においては、すべての著作物又は著作物構成物の使用によってのみ相当な方法で利用され得る総体に統合されている場合は、著作者は、その取消権を、信義誠実に反して行使することはできない。

(4) 前三項に基づく権利は、あらかじめこれを放棄することはできない。

第32条 相当なる報酬

(1) 著作者は、使用权の許与及び著作物の使用についての許諾に対して、契約によって合意された報酬を求める請求権を有する。報酬の額について定めがないときは、相当なる報酬が合意されたものとみなす。合意された報酬が相当なものでないかぎり、著作者は、契約の相手方に対して、当該契約の変更で著作者に相当なる報酬を与えるものに同意することを求めることができる。

(2) 共通報酬規定（第36条）に基づいて算出された報酬は、これを相当なものとする。その余の場合には、報酬が、許与された使用可能性の方法及び範囲、とりわけ使用の期間、頻度、規模及び時期に照らすならば、すべての事情に鑑みて、契約締結の時点において商取引上通常かつ誠実に給付されるべきものに相応しいとき、その報酬は、これを相当なものとする。

(2a) 共通報酬規定は、その時間的な適用範囲に先立って締結された契約の場合にも、相当なる報酬の算出に関して、用いることができる。

(3) 契約の相手方は、前三項に反する合意で著作者の不利益となるものを援用することはできない。第1文に掲げる規定は、それらの規定が別途の手段によって潜脱される場合にも、適用するものとする。ただし、著作者は他人に対して単純使用权を無償で許与することは、これを妨げることができない。

(4) 著作者は、その著作物の使用に関する報酬が労働協約によって定められているかぎり、第1項第3文に基づく請求権を有しない。

第32a条 著作者の追加の利益分与

(1) 著作者が、他人に使用権を許与した場合において、その条件の結果、合意された反対給付が、著作者とその他人との関係を総合的に考慮すれば、著作物の使用から生ずる収益及び利益に比して目立った不均衡の状態に至るときは、その他人は、著作者の求めに応じ、契約の変更であって、諸般の事情に照らし相当なる追加の利益分与を著作者に与えるものに同意する義務を負う。契約の相手方が、得られた収益又は利益の額を予見していたかどうか、又は予見することができたかどうかは、問わない。

(2) その他人が、使用権を譲渡し、又は転使用権を許与した場合において、この目立った不均衡が第三者による収益又は利益から生ずるときは、その第三者が、ライセンス系列における契約上の関係を考慮しつつ、前項の定めるところに従い、著作者に対して直接に責任を負う。その他人の責任は、消滅する。

(3) 前二項に基づく請求権は、あらかじめ放棄することができない。この請求権に対する期待権は、強制執行を受けないものとし、期待権の処分は、無効とする。ただし、著作者は他人に対して単純使用権を無償で許与することができる。

(4) 報酬が、共通報酬規定（第36条）に基づき又は労働協約により定められ、かつ、第1項の場合に関して相当なる追加の利益分与を明示的に予定しているかぎり、著作者は、第1項に基づく請求権を有しない。第32条第2a項は、ここに準用する。

第32b条 強制適用

第32条及び前条は、次の各号のいずれかに掲げるときは、強制的に適用される。

1. 法選択が無かったならば、使用契約にドイツ法を適用するものとすべきとき。
2. この法律の地域的適用範囲における決定的な使用行為が、契約の対象と認められるとき。

第32c条 後に知られた使用方法に関する報酬

(1) 著作者は、契約の相手方が、第31a条に基づき、著作物の新たな使用方法で、契約締結の時点で合意はされたが未だ知られていなかったものに着手する場合には、別個の相当な報酬を求める請求権を有する。第32条第2項及び第4項は、ここに準用する。契約

の相手方は、著作者に対して、著作物の新たな使用方法の着手について遅滞なく通知しなければならない。

(2) 契約の相手方がその使用权を第三者に譲渡した場合には、この第三者が、著作物の新たな使用方法の着手により、前項に基づく報酬について責任を負う。契約の相手方の責任は消滅する。

(3) 前二項に基づく権利は、あらかじめこれを放棄することはできない。ただし、著作者は他人に対して単純使用权を無償で許与することができる。

第32d条 報告及び顛末書を求める請求権

(1) 使用权を有償で許与又は譲渡する場合には、著作者は、その契約の相手方に対して、年に一度、著作物使用の範囲及びそれによって得られた収益又は利益に関する報告及び顛末書で、適切な事業経営の枠組みにおいて通常入手される情報に基づくものを、求めることができる。

(2) 前項に基づく請求権は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、排除される。

1. 著作物、商品又はサービスに対してなされた著作者の貢献が、単に従たるものにとどまるとき。貢献が従たるものであるとは、とりわけ、その貢献が、著作物、商品又はサービスの典型的な内容に含まれない場合のように、著作物の全体印象又は商品若しくはサービスの質を特徴づける程度が軽微であることをいう。

2. 契約の相手方による受け入れが、他の理由により均衡を失うとき。

(3) 著作者の不利益において前二項に反することができるのは、共通報酬規程(第36条)又は労働協約に基づく合意による場合に限る。

第32e条 ライセンス系列における報告及び顛末書を求める請求権

(1) 著作者の契約の相手方が、使用权を譲渡し又は転使用权を許与した場合には、著作者は、第32d条第1項及び第2項に基づく報告及び顛末書を、第三者で次の各号のいずれかに掲げる者に対しても、求めることができる。

1. ライセンス系列における使用のプロセスを、経済的に実質的に確定する者。

2. 第32a条第2項にいう著しい不均衡を、自らの収益又は利益から生じさせる者。

(2) 第1項に基づく請求権を行使するには、その要件に関する明らかな根拠が、立証可能な事実によって存することで足りる。

(3) 著作者の不利益において前二項に反することができるのは、共通報酬規程(第36条)又は労働協約に基づく合意による場合に限る。

第33条 使用権の持続効

排他的使用権及び単純使用権は、後続して許与される使用権に対して、引き続きその効力を有する。その使用権を許与した権利の保有者に変更があるとき、又はその者がその権利を放棄するときも、同様とする。

第34条 使用権の譲渡

(1) 使用権は、著作者の同意を得た場合にかぎり、譲渡することができる。著作者は、その同意を、信義誠実に反して拒んではならない。

(2) 編集著作物(第4条)の使用権と併せ、その編集著作物に取り込まれた個々の著作物の使用権が譲渡される場合は、編集著作物の著作者の同意をもって足りる。

(3) 譲渡が、事業の全部譲渡又は一部譲渡の中で行われる場合には、使用権は、著作者の同意を得ることなく譲渡することができる。その取得者による使用権の行使が、信義誠実に照らして著作者に期待し得ないときは、著作者は、その使用権を撤回することができる。この第2文は、使用権の保有者の事業において資本の参加関係が実質的に変更されるときにも、適用される。

(4) 著作者が、使用権の譲渡について、個々の場合において明示的に同意していなかったときは、使用権の取得者は、著作者との契約から生ずる義務で譲渡人に関するものの履行について、連帯して責任を負う。

(5) 著作者は、撤回権及び取得者の責任をあらかじめ放棄することができない。その余の場合には、使用権の保有者と著作者とは、別段の合意をなすことができる。

第35条 転使用権の許与

(1) 排他的使用権の保有者は、著作者の同意を得た場合にかぎり、転使用権を許与することができる。排他的使用権が、専ら著作者の利益の管理のために許与されるときは、その同意は、要しない。

(2) 第34条第1項第2文、第2項及び第5項第2文の規定は、ここに準用するものとする。

第36条 共通報酬規定

(1) 著作者の団体は、第32条に基づく報酬の相当性を定めるために、著作物使用者の団体又は個々の著作物使用者とともに、共通報酬規定を作成する。この共通報酬規定は、規定しようとする分野の事情、とりわけ利用者の構成及び規模を、考慮しなければならない。労働協約に含まれる規定は、共通報酬規定に優先する。

(2) 前項に基づく団体とは、代表性及び独立性を備え、かつ、共通報酬規定の作成のために権限を付与されたものでなければならない。団体で、それぞれの著作者及び著作物使用者の主要な部分を代表するものは、第1文の意味において権限を付与されたものとする。ただし、当該団体の構成員が反対の決定を行う場合は、このかぎりでない。

(3) 当事者双方の合意があるときは、共通報酬規定の作成のための手続は、調停所（第36a条）において行われる。次の各号のいずれかに掲げるときは、一方の当事者の書面による求めに応じて、その手続が行われる。

1. 一方の当事者が書面により協議の開始を求めた後3ヶ月以内に、相手方が、共通報酬規定に関する協議を開始しないとき。
2. 共通報酬規定に関する協議が、書面により協議の開始が求められた後1年間、成立しないとき。
3. 一方の当事者が、協議が整わない旨を最終的に宣言したとき。

(4) 調停所は、当事者で、手続に関係し、又は第36a条第4a項に基づき利益分与の請求を受けているすべての者に、理由を付した合意案で共通報酬規定の内容を含むものを示さなければならない。合意案は、その提案の受領後6週以内に第1文に規定する当事者のいずれもが異議を申し立てない場合は、受諾されたものとみなす。

第36a条 調停所

(1) 当事者双方の合意があるとき、又は一方の当事者が調停手続の実施を求めるときは、

著作者の団体は、共通報酬規定を作成するために、著作物使用者の団体又は個々の著作物使用者とともに、調停所を設置する。

(2) 調停所は、各当事者がその都度選任する同数の陪席員、及び当事者双方がその人選について合意する中立的な議長より成る。

(3) 当事者の間に合意をみないときは、民事訴訟法第1062条に基づき管轄を有する上級地方裁判所が、当事者の申請により、次に掲げる事項について決定する。

1. 議長の選任

2. 陪席員の数

3. 次に掲げる調停手続の要件

a) 著作物使用者並びに著作物使用者及び著作者の団体が調停手続の当事者となるための資格（第36条第1項第1文および第2項）

b) 調停所の手続で、一方の当事者のみの求めにより行われるもの（第36条第3項第2文）

調停手続の場所が未だ確定されていない場合には、その地区内に被申請人が主たる事務所又は常居所を有する上級地方裁判所が、その決定について資格を有する。上級地方裁判所における手続には、民事訴訟法第1063条および第1065条を準用する。

(4) 第36条第3項第2文に従う調停手続の実施の求めは、共通報酬規定の作成に関する提案を含むものでなければならない。調停所は、当該手続の実施を求める書面を、他方の当事者に対し、事案について1か月以内に文書によって陳述する旨の催告を付して、送達する。

(5) 調停所は、口頭による審理の後に多数決をもってその決定を行う。採決は、最初に陪席員の間で行うものとし、多数決が成立しないときは、議長が、さらなる審理の後に再度の採決に加わるものとする。一方の当事者が構成員を指名せず、又は一方の当事者の指名した構成員が会議の適時な招集にもかかわらず出席しないときは、第1文及び第2文の定めるところに従い、議長及び出席の構成員のみで決定するものとする。調停所の決定は、書面に記載し、議長が署名し、かつ当事者双方に送達するものとする。

(6) 当事者は、各自の費用及び各自が選任した陪席員の費用を負担する。その他の費用は、当事者がその都度二分の一ずつ負担する。当事者は、議長の求めに応じ、調停所の業務のために必要な前納金を、連帯債務者として議長宛て提供しなければならない。

(7) 当事者は、合意によって、調停所における手続の詳細を定めることができる。

(8) 連邦司法・消費者保護省は、連邦参議院の同意を得ることなく、法規命令により、調停所における手続について別途の詳細を定め、並びに手続の費用及び調停所の構成員の補償に関して別途の規則を定める権限を有する。

第36b条 共通報酬規定に抵触する場合の不作為請求権

(1) 著作者との契約において共通報酬規定に反する規定で著作者の不利益となるものを用いる者が、不作為の請求を受け得るのは、その者が、次に掲げるいずれかの場合にかぎる。

1. 著作物使用者として、共通報酬規定を自ら定めた場合
2. 共通報酬規定を定めた著作物使用者の団体の構成員である場合

不作為の請求権は、著作者又は著作物使用者の団体及び個々の著作物使用者で、いずれも共通報酬規定を定めたものに帰属する。

(2) 手続には、不正競争防止法第8条第4項並びに第12条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定が適用される。判決の公告に関しては、第103条の規定による。

第36c条 共通報酬規定への抵触に関する個別契約上の帰結

契約の当事者で、前条第1項第1文第1号又は第2号の規定により、共通報酬規定を定めることについて関与した者は、共通報酬規定に反する規定で著作者の不利益となるものを援用することはできない。著作者は、その契約の当事者に対し、当該契約の変更で、その反する内容の削除に関するものについて、同意を求めることができる。

第37条 使用権の許与に関する契約

(1) 著作者が、他人に著作物の使用権を許与する場合において、疑いのあるときは、著作物の翻案物の公表又は利用について同意する権利は、著作者に留保される。

(2) 著作者が、他人に著作物の複製に関する使用権を許与する場合において、疑いのあるときは、著作物を録画物又はレコード盤に再製する権利は、著作者に留保される。

(3) 著作者が、他人に著作物の公衆への再生に関する使用権を許与する場合において、疑

いのあるときは、その許与を受ける者は、その再生を、あらかじめ定められた催しの場外において、映像ディスプレイ、スピーカー又は類似の技術的装置により、公衆に知覚可能なものとする権限を有しない。

第38条 編集物の構成物

(1) 著作者が、著作物を定期的に発行される編集物に収録することにつき許諾する場合において、疑いのあるときは、その出版者又は刊行者は、複製、頒布及び公衆提供に関する排他的使用権を取得する。ただし、別段の合意がないときは、発行から1年を経過した後は、著作者は、その著作物を、他の方法で複製し、頒布し及び公衆提供することができる。

(2) 前項第2文は、定期的には発行されない編集物の構成物で、その引渡しに対して報酬を求める請求権が著作者に帰属しないものについても、適用する。

(3) 編集構成物が、新聞に引き渡される場合において、別段の合意がないときは、出版者又は刊行者は、単純使用権を取得するものとする。著作者が、排他的使用権を許与する場合において、別段の合意がないときは、著作者は、編集構成物の発行後直ちに、その編集構成物を他の方法で複製し、及び頒布することについて、権限を有するものとする。

(4) 学術的な構成物で、少なくとも半分が公的資金の援助を受けた研究活動の範囲において生じ、かつ定期的に少なくとも年間2回発行される編集物において発行されるものの著作者は、その出版者又は刊行者に対し排他的使用権を許与した場合においても、最初の発行から12ヶ月を経過した後は、営利を目的としない限り、その構成物を、その受け入れられた原稿のバージョンにおいて公衆提供する権利を有する。最初の公表に関する出典は、これを表示するものとする。著作者の不利益においてこれと異なる合意は、無効とする。

第39条 著作物の変更

(1) 使用権の保有者は、別段の合意がないときは、著作物、その題号又は著作者表示（第10条第1項）を変更してはならない。

(2) 著作物及びその題号の変更で、著作者が信義誠実に照らしてその同意を拒むことができないものは、許される。

第40条 将来の著作物に関する契約

(1) 著作者が、将来の著作物であって、およそ詳細には確定しておらず、又はその種類をもって確定しているにすぎないものに対して、その使用権を許与することにつき義務を負う契約は、書面による方式を要する。この契約は、その締結から5年を経過した後は、契約当事者双方によって解除することができる。解除の告知期間は、より短い期間の合意がないときは、6ヶ月とする。

(2) この解除権は、あらかじめ放棄することができない。その他の契約上又は法律上の解除権は、これによってその適用を妨げられない。

(3) 契約の履行において、将来の著作物の使用権が許与された場合には、契約の終了時に未だ引き渡されていない著作物に関する処分は、契約の終了とともに無効となる。

第40a条 包括的報酬の場合における10年後の別途利用に関する権利

(1) 著作者が包括的報酬を対価として排他的使用権を許与した場合には、著作者は、それにもかかわらず、10年を経過した後は、その著作物を別途利用する権限を有する。当該許与に関する残余の期間については、その最初の保有者に関する使用権が、単純使用権として存続する。第1文の期間は、使用権の許与をもって、又は著作物が後に引き渡される場合にはその引渡しをもって、開始する。第38条第4項第2文は、ここに準用する。

(2) 契約の当事者が、使用権許与に関する全期間についてその排他性を延長することができるのは、前項第3文の時点の後早くとも5年とする。

(3) 第1項の規定に関わらず、著作者は、次に掲げるいずれかの場合には、契約の締結に際し、時間的に制約のない排他的使用権を許与することができる。

1. 著作物、商品又はサービスに対してなされる著作者の貢献が、単に従たるものにとどまる場合。貢献に従たるものであるとは、とりわけ、その貢献が、著作物、商品又はサービスの典型的な内容に含まれない場合のように、著作物の全体印象又は商品若しくはサービスの質を特徴づける程度が軽微であることをいう。

2. 建築の著作物又はその著作物の下図の場合。

3. 著作物が、著作者の同意により、商標若しくはその他の標章、意匠又は欧州共同体意匠に指定される場合。

4. 著作物が公表に馴染まない場合。

(4) 著作者の不利益において前三項に反することができるのは、共通報酬規程(第36条)又は労働協約に基づく合意による場合に限る。

第41条 不行使を理由とする撤回権

(1) 排他的使用権の保有者が、その権利を行使せず、又は不十分に行使するにすぎない場合において、それにより著作者の正当な利益が著しく害されるときは、著作者は、その使用権を撤回することができる。使用権の不行使又は不十分な行使が、著作者にその除去を期待すべき事情に主として基づくときは、このかぎりでない。

(2) 撤回権は、使用権の許与若しくは譲渡から2年、又は著作物の引渡しがそれより後になされる場合にはその引渡しから2年を経過するまでは、行使することができない。この期間は、新聞の編集構成物の場合には3ヶ月、月毎に又はそれより短い間隔で発行される雑誌の編集構成物の場合には6ヶ月、及びその他の雑誌の編集構成物の場合には1年とする。

(3) 撤回の表示は、著作者が、使用権の保有者に、撤回の告知により、使用権の十分な行使のために相当なる猶予期間を定めた後において、はじめて行うことができる。使用権の行使が、その保有者に不可能であり若しくはその者によって拒否されるとき、又は猶予期間を与えることにより著作者の主たる利益が損なわれるおそれがあるときは、この猶予期間を定めることを要しない。

(4) 著作者の不利益において前三項に反することができるのは、共通報酬規程(第36条)又は労働協約に基づく合意による場合に限る。

(5) 撤回が効力を生ずることをもって、使用権は、消滅する。

(6) 著作者は、衡平の命ずるところに従って、その被害者に損害を賠償しなければならない。

(7) 関係人の権利及び請求権で他の法律の規定に基づくものは、これによって妨げられない。

第42条 確信の変更を理由とする撤回権

(1) 著作物がもはや著作者の確信に合致せず、かつそれゆえに、著作者にその著作物の利用を期待することがもはやできないときは、著作者は、使用権をその保有者に対して撤回することができる。著作者の権利承継人（第30条）は、著作者が生前に撤回について権限を有していたがその撤回の表示を妨げられ又はこの表示を終意によって処分したことを証明するときにかぎり、撤回を表示することができる。

(2) この撤回権は、あらかじめ放棄することができない。この権利の行使は、排除することができない。

(3) 著作者は、使用権の保有者に相当なる賠償をしなければならない。この賠償は、少なくとも、使用権の保有者が撤回の表示に至るまでに支出した費用を、填補するものでなければならない。ただし、その場合に、すでに行われた使用に割り当てられる費用が考慮されることはない。撤回は、著作者がこれらの費用を賠償し、又はこれに対する担保を提供したときに、はじめて効力を生ずる。使用権の保有者は、著作者に対し、撤回の表示後3ヶ月の期間内に、その費用を通知しなければならない。保有者がこの義務を履行しないときは、撤回は、この期間の経過をもってすでに効力を生ずる。

(4) 著作者が、撤回後再びその著作物を利用しようとする場合は、著作者は、使用権の前保有者に対して、相応する使用権を相当なる条件のもとに提供する義務を負う。

(5) 第41条第5項及び第7項の規定は、ここに準用するものとする。

第42a条 レコード盤の製作のための強制ライセンス

(1) 音楽の著作物の使用権で、業としてその著作物をレコード盤に複製しかつそのレコード盤を複製し及び頒布することを内容とするものを、レコード盤の製作者に許与したときは、著作者は、他のレコード盤の製作者で、この法律の適用領域に主たる営業所又は住所を有するもののいずれにも、その著作物の発行後、同じくこの内容からなる使用権を、相当なる条件のもとに許与する義務を負う。第63条の規定は、ここに準用するものとする。ただし、当該使用権が適法に集中管理団体によって管理されているとき、又は著作物がもはや著作者の確信に合致せず、それゆえに、著作者にその著作物の利用を期待することがもはやできず、かつ、著作者がこの理由から該当する使用権を撤回したときは、このかぎりでない。著作者は、その著作物の使用を映画の製作のために許諾することについて、義務を負うことはない。

(2) この法律の適用領域に主たる営業所又は住所をいずれも有しないレコード盤の製作

者に対しては、連邦法律広報における連邦司法・消費者保護省の公示に照らせば、その者が主たる営業所又は住所を有する国において、この法律の適用領域に主たる営業所又は住所を有する製作者に相応する権利が与えられるものと認められる場合には、前項に基づく義務が存するものとする。

(3) 前二項の規定に基づき許与することのできる使用权は、この法律の適用領域において、及び輸出の場合にあっては、その著作物がレコード盤への再製に対して保護を受けない国への輸出についてのみ、効力を有する。

(4) 著作者が、他人に対し、業としてその著作物をレコード盤に再製しかつそのレコード盤を複製し及び頒布することを内容として排他的使用权を許与したときは、前三項の規定は、その排他的使用权の保有者が、第1項に定めた使用权を許与する義務を負うことを条件として、適用される。

(5) 歌詞として音楽の著作物と結合した言語の著作物の場合において、当該言語の著作物を当該音楽の著作物と結合することによりレコード盤に再製しかつそのレコード盤を複製し及び頒布することを内容とする使用权が、レコード盤の製作者に許与されているときは、前四項の規定は、その言語の著作物に準用するものとする。

(6) 使用权の許与を求める請求権が行使される訴えについては、著作者又は第4項の場合においては排他的使用权の保有者がこの法律の適用領域に普通裁判籍を有しないものと認められるときは、その管轄区域に特許庁が所在地を有する裁判所が、管轄を有する。民事訴訟法第935条及び第940条に定める要件が充たされない場合においても、仮処分は、これを命ずることができる。

(7) 前六項の規定は、第1項に定める使用权が、専ら映画の製作のためにのみ許与されているときは、適用しないものとする。

第43条 雇用関係又は職務関係における著作者

この款の規定は、著作者が雇用関係又は職務関係から生ずる義務の履行において著作物を作成した場合においても、その雇用関係又は職務関係の内容又は本質から格別の事情が生じないかぎり、適用するものとする。

第44条 著作物の原作品の譲渡

(1) 著作者が著作物の原作品を譲渡する場合において、疑いのあるときは、これに伴い著作者は、その取得者に使用権を許与しないものとする。

(2) 造形美術の著作物又は写真の著作物の原作品の所有者は、その著作物が未だ公表されていない場合においても、それを公衆に展示する権限を有する。ただし、著作者が原作品の譲渡の際に明示的にこれを排除していたときは、このかぎりでない。

第6節 法律により許容される使用による著作権の制限

第1款 法律により許容される使用

第44a条 一時的な複製行為

一時的な複製行為で、過渡的又は付随的であって、技術的プロセスの不可欠かつ本質的な部分をなし、かつ、その唯一の目的が著作物その他の保護対象について次の各号のいずれかに掲げる行為を可能にすることであるものは、それが独自の経済的重要性を有しない場合には、許される。

1. 媒介者による第三者間のネットワークにおける転送
2. 適法な使用

第45条 司法及び公共の安全

(1) 裁判所、仲裁裁判所又は国の機関の手續において用いるために、著作物の個々の複製物を製作し、又は製作させることは、許される。

(2) 裁判所及び国の機関は、司法及び公共の安全を目的として、肖像を複製し、又は複製させることができる。

(3) 複製の場合と同一の要件のもとで、著作物を頒布し、公衆に展示し、又は公衆に再生することも、許される。

第45a条 障害を有する者

(1) すでに利用可能な感覚的認知の方法による著作物の理解が、障害を理由として不可能であり、又は著しく困難であると認められる者の場合において、その者のために著作物を

複製し、又は当該複製物を専らその者に頒布することは、営利を目的とせず、その理解を可能とするために必要と認められるときは、許される。

(2) この複製及び頒布については、著作者に相当なる報酬が支払われるものとする。ただし、少量の複製物を製作するにすぎないときは、このかぎりでない。この請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。

(3) 言語の著作物の使用、及び音楽の著作物をグラフィックに記録したものの使用に関しては、視覚又は読字の障害を有する者のために、前2項は適用されず、専ら第45b条ないし第45d条の規定が適用される。

第45b条 視覚又は読字の障害を有する者

(1) 視覚又は読字の障害を有する者は、公表された言語の著作物で文章として又は音響形式で存するもの、及び音楽の著作物をグラフィックに記録したものを、それらをバリアフリー形式に変換することを目的として、自己の使用のために、複製し、又は複製させることができる。この権限には、すべての種類のイラストで、言語又は音楽の著作物に含まれているものも含まれる。複製物は、著作物で、視覚又は読字の障害を有する者が正当に理解できるものにかぎり、その作成をすることができる。

(2) この法律の意味において、視覚又は読字の障害を有する者とは、身体的、心的若しくは精神的な障害を理由として、又は感覚の障害を理由として、視覚補助の使用によっても、言語の著作物を、そのような障害のない者が可能とするのと同様に難なく読むことができる状態にない者をいう。

第45c条 権限ある機関、報酬、命令授権

(1) 権限ある機関は、公表された言語の著作物で文章として又は音響形式で存するもの、及び音楽の著作物をグラフィックに記録したものを、専ら、視覚又は読字の障害を有する者のためにバリアフリー形式に変換することを目的として、複製することができる。第45b条第1項第2文及び第3文は、ここに準用する。

(2) 権限ある機関は、前項に基づき製作された複製物を、視覚若しくは読字の障害を有する者又は他の権限ある機関に対し、貸出し、頒布し、及び、公衆提供又はその他の公衆再生のために使用することができる。

(3) 権限ある機関とは、視覚又は読字の障害を有する者に対し、公益的な方法により、教育の機会又はバリアフリーによる読字及び情報のアクセスを提供する施設をいう。

(4) 著作者は、第1項及び第2項に基づく使用に関し、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。この請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。

(5) 連邦司法・消費者保護省は、権限ある機関に関し、連邦参議院の承認を得ることなく、法規命令により、次の各号の事項を定める権限を有する。

1. 第1項及び第2項に基づく使用との関係における義務
2. 権限を有する機関としてドイツ特許商標庁において公告する義務
3. 第1号に基づく義務の遵守に関するドイツ特許商標庁による監督で、集中管理団体法第85条第1項及び第3項並びに第89条に準じるもの

第45d条 法律により許容される使用及び契約上の使用権限

権利保有者は、第45b条及び第45c条に基づき許容される使用を制限し又は妨げる合意で使用権限者の不利益となるものを、援用することはできない。

第46条 宗教の用に供するための編集物

(1) 著作物の部分、言語若しくは音楽の著作物で僅かな分量からなるもの、又は個々の造形美術若しくは写真の著作物を、その公表後、多数の著作者の著作物を統合する編集物であって、その性質に照らし、宗教的な式典中の用にのみ供するよう特定されているものの要素として、複製し、頒布し、又は公衆提供することは、許される。その複製物において、又はその公衆提供にあたっては、編集物の特定された用途を明示するものとする。

(2) (廃止)

(3) 第1項に基づく権限を行使する意図が、著作者に、又はその居所若しくは滞在所が明らかでないときは排他的使用権の保有者に書留便によって通知され、かつ、その信書の発信から二週間を経過したときにはじめて、複製又は公衆提供に着手することができる。排他的使用権の保有者の居所又は滞在所も明らかでない場合には、この通知は、連邦公報に公告することをもって行うことができる。

(4) この規定に基づき許される利用については、著作者に相当なる報酬を支払うものとする。

(5) 著作物がもはや著作者の確信に合致せず、それゆえに、著作者にその著作物の利用を期待することがもはやできず、かつ、著作者がこの理由をもって該当する使用権を撤回したときは(第42条)、著作者は、この規定に基づき許される利用を禁止することができる。第136条第1項及び第2項の規定は、ここに準用するものとする。

第47条 学校放送

(1) 学校並びに教員養成及び教員研修の施設は、著作物を録画物又はレコード盤に再製することにより、学校放送の中で放送される著作物についてその少量の複製物を製作することができる。青少年援助のホーム及び国立の州映像記録保存所又は同等の公営施設についても、同様とする。

(2) この録画物又はレコード盤は、授業のためにのみ用いることができる。録画物又はレコード盤は、遅くとも学校放送の再製に続く学年末には、消去するものとする。ただし、著作者に相当なる報酬が支払われる場合は、このかぎりでない。

第48条 公衆演述

(1) 次の各号に掲げる行為は許される。

1. 時事問題に関する演述が、公衆の集会で行われ、又は第19a条若しくは第20条の意味における公衆への再生によって公表された場合において、その演述を、新聞、雑誌その他印刷物又はその他のデータ収録物で主として時事の関心事を扱うものにおいて複製し若しくは頒布すること、又はそうした演述を公衆に再生すること。
2. 国、地方公共団体又は教会の機関における公衆の弁論で行われた演述を、複製し、頒布し、又は公衆に再生すること。

(2) 前項第2号に定める演述を、主として同一の著作者の演述を収める編集物の形式で複製し、又は頒布することは、許されない。

第49条 新聞記事及び放送解説

(1) 少量の放送解説、並びに新聞及びその他専ら時事の関心事を取扱う情報誌に掲載された少量の記事及びそれとともにその関連において公表された図版を、他の新聞又はこの種の情報誌において複製し若しくは頒布すること、又はそうした解説、記事及び図版を公衆に再生することは、当該解説及び記事が、政治的、経済的又は宗教的な時事問題に関係し、かつ、権利の留保がなされていない場合には、許される。この複製、頒布及び公衆への再生については、著作者に相当なる報酬を支払うものとする。ただし、若干の解説又は記事からの短い抄録を梗概の形式で複製し、頒布し、又は公衆に再生する場合は、このかぎりでない。この請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。

(2) 事実を内容とする雑報及び時事のニュースで、報道又は放送によって公表されているものを、複製し、頒布し、又は公衆に再生することは、制約なく許される。他の法律の規定によって与えられる保護は、これによって妨げられない。

第50条 時事の事件に関する報道

時事の事件に関して、放送又は類似の技術的手段を通じ、新聞、雑誌その他印刷物又はその他のデータ収録物で主として時事の関心事を扱うものにおいて、及び映画において報道することを目的とする場合には、この事件の過程において現れる著作物を、複製し、頒布し、又は公衆に再生することは、その目的上必要な範囲において、許される。

第51条 引用

公表された著作物を、引用を目的として複製し、頒布し、又は公衆に再生することは、使用がその範囲において個別の目的により正当なものと認められるときは、許される。この引用は、とりわけつぎに掲げる場合に許される。

1. 少量の著作物を、その公表後、独立した学術の著作物のなかに、その内容を説明するために取り込む場合
2. 著作物の部分を、その公表後、独立した言語の著作物のなかに、引き合いに出す場合
3. 発行された音楽の著作物の若干の部分を、独立した音楽の著作物のなかに、引き合いに出す場合

第1文及び第2文に基づく引用の権能には、引用される著作物を描写したもの又はその他複製したものが、それ自体において、著作権又は著作隣接権による保護を受ける場合にも、その描写したもの又はその他複製したものの使用が含まれる。

第52条 公衆再生

(1) 公表された著作物を公衆に再生することは、その再生が主催者の営利を目的とせず、参加者が無料でその参加を許され、かつ、著作物の口述又は上演・演奏の場合にあっては実演芸術家（第73条）がいずれも特別な報酬を受けないときは、許される。この再生に対しては、相当なる報酬を支払うものとする。青少年援助、社会扶助、老人介護及び福祉の事業並びに収監者監護の催しにおいては、それら催さないし行事が、社会福祉上又は教育上定められたその目的に基づいて明確に限定された範囲の者にのみ開放されるものと認められるときは、この報酬の義務は、消滅する。ただし、その催さないし行事が第三者の営利を目的とする場合は、このかぎりでない。この場合には、その第三者が報酬を支払わなければならない。

(2) 発行された著作物を公衆に再生することは、教会又は宗教団体の礼拝又は教会の祝典に際しても、許される。ただし、その主催者は、著作者に相当なる報酬を支払わなければならない。

(3) 著作物を公衆に上演し、公衆提供し、又は放送すること、及び映画の著作物を公衆に上映することは、常に権限を有する者の同意を得た場合にかぎり許される。

第52a条 (廃止)

第52b条 (廃止)

第53条 私的及びその他の自己の使用のための複製

(1) 自然人が、私的使用のために、支持物には係わらず著作物を少量複製することは、その複製が直接的であるか又は間接的であるかを問わず営利を目的としない場合であって、その複製のために明らかに違法に製作され又は公衆提供された原本が用いられないものと認められるときは、許される。この複製について権限を有する者は、複製が無償で行われ、又は複製が任意の写真製版の方法その他類似の効果を有する方法を用いて紙若しくは類似の支持物に行われるものと認められる場合には、その複製物を他人に製作させることもできる。

(2) 著作物の複製物の少量を製作し又は製作させることは、次の各号に掲げる目的に応じ、それぞれ当該各号に定める条件に従う場合には、許される。

1. (廃止)

2. 自己の記録保存所に受け入れるため 複製がその目的上必要であって、複製

のための原本として自己の著作物現品が使用されるものと認められる場合にかぎる。

3. 時事問題に関する自己の情報収集のため 放送によって送信された著作物について複製が行われる場合。
4. その他の自己の使用に供するため
 - a) 発行された著作物の小部分について、又は新聞若しくは雑誌において発行されている編集構成物の少量について複製が行われる場合。
 - b) 少なくとも2年前から絶版となっている著作物について複製が行われる場合。

このことは、次の各号のいずれかに加えて掲げるときにかぎり、認められる。

1. 複製が、任意の写真製版の方法その他類似の効果を有する方法を用いて、紙又は類似の支持物に行われるとき。
2. 専らアナログによる使用が行われるとき。

(3) (廃止)

(4) 次に掲げるものの複製は、その複製が筆写によらずに行われる場合にあっては、常に権限を有する者の同意を得たときにのみ許されるものとし、その他、第2項第1文第2号の要件が充たされるときに、又は少なくとも2年前から絶版となっている書籍又は雑誌の著作物について自己の使用に供するために、許されるものとする。

- a) 音楽の著作物の文字記号による採譜物
- b) 書籍又は雑誌で、実質的に完全複製が行われるもの

(5) 第1項及び第2項第1文第2号乃至第4号は、データベースの著作物で、その素材が電子的手段を用いて個別に使用可能であるものには適用しない。

(6) 複製物は、頒布し、又は公衆への再生のために使用してはならない。ただし、新聞及び絶版の著作物について適法に製作された複製物、並びに著作物現品でその小規模な損壊又は滅失の部分が複製物によって補修されているものを貸出すことは、許される。

(7) 著作物の公衆への口述、上演・演奏又は上映を録画物又はレコード盤に収録すること、造形美術の著作物の設計図及び下図を実施すること、並びに建築の著作物を模造することは、常に権限を有する者の同意を得た場合にかぎり、許される。

第53a条 (廃止) _

第2款 第53条、第60a条乃至第60f条に基づき許容される複製に関する報酬

第54条 報酬の義務

(1) 著作物の種類により、第53条第1項若しくは第2項又は第60a条から第60f条に基づく複製が見込まれる場合には、著作物の著作権者は、機器及び記憶媒体であって、その類型が単独で又は他の機器、記憶媒体若しくは付属品と結合して、そのような複製を行うために使用されるものの製造者に対して、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。

(2) 前項に基づく請求権は、諸般の事情に照らし、機器又は記憶媒体がこの法律の適用領域において複製のために使用されないことが見込まれ得るものと認められるときは、消滅する。

第54a条 報酬の額

(1) 報酬の額に関する基準は、機器及び記憶媒体が、類型として、第53条第1項若しくは第2項又は第60a条から第60f条に基づく複製のために事実上使用される程度とする。この場合において、第95a条に基づく技術的保護手段が当該著作物に対して適用される程度を、考慮するものとする。

(2) 機器に関する報酬は、当該機器に内蔵される記憶媒体又はその他当該機器と機能上連動する機器若しくは記憶媒体に関する報酬の義務を考慮した場合にも、それが全体として相当となるように、これを算定するものとする。

(3) 報酬の額を決定する場合には、機器及び記憶媒体の使用上の重要な特性、とりわけ機器の性能並びに記憶媒体の記憶容量及び書換え可能性を顧慮するものとする。

(4) 報酬は、機器及び記憶媒体の製造者を不当に害してはならない。報酬は、機器又は記憶媒体の価格水準に対して、経済的に相当な関係に立つものでなければならない。

第54b条 販売者又は輸入者の報酬の義務

(1) 機器又は記憶媒体をこの法律の適用領域に業として輸入し又は再輸入する者又はそれらを販売する者は、製造者とともに連帯債務者として責任を負う。

(2) 輸入者とは、機器又は記憶媒体をこの法律の適用領域に搬入し、又は搬入させる者という。輸入が外国の者との契約に基づく場合において、この法律の適用領域に居住する契約の相手方が業として業務を行うものと認められるときは、この相手方のみを輸入者という。物品の搬入に際して、単に運送取扱者若しくは運送者として、又は類似の地位において業務を行うにすぎない者は、輸入者にあたらない。1992年10月12日の共同体関税法典を制定する理事会規則（欧州経済共同体）第2913/92号（欧州共同体公報第L302号第1頁）の第166条に基づき、対象物品を第三国から保税地域若しくは保税倉庫に搬入し又は搬入させる者は、対象物品がこの領域において使用され又は関税法上の自由流通に供されるときにかぎり、輸入者とみなされる。

(3) つぎの各号のいずれかに掲げる場合には、販売者の報酬の義務は消滅する。

1. 販売者がその機器又は記憶媒体の仕入元とする者が、報酬の支払いにつき義務を負う者として、報酬に関する団体契約に拘束されているものと認められ場合
2. 販売者が、仕入れた機器及び記憶媒体の種類並びに個数並びにその仕入元を、第54h条第3項により指定された受付機関に対し、先行した暦年半年を対象として、その都度1月10日及び7月10日までに書面によって通知する場合

第54c条 写真複写機器の操作者の報酬の義務

(1) 第54条第1項に規定する種類の機器で、写真複写の手段により又は同等の効果を有する方法で複製を行うものが、学校、大学並びに職業教育若しくはその他の養成及び研修教育に関する施設、研究施設若しくは公共図書館において、非商業的な記録保存所若しくは施設で映画又は音響遺産の領域のもの若しくは非商業的な博物館で公衆が利用可能なものにおいて、又はそうした機器を写真複写の有償の製作のために備える施設において操作されるときは、著作者は、機器の操作者に対しても、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。

(2) 操作者が一括して義務を負うべき報酬の額は、諸般の事情に照らし、とりわけその設置の場所及び通常の使用に照らし推定される機器の使用の態様及び範囲を基準として、算定するものとする。

第54d条 表示義務

売上税法第14条第2項第1文第2号第2文により請求書の提供義務が存するものと認められるときは、第54条第1項に規定する機器又は記憶媒体の譲渡その他の取引提供行

為に関する請求書には、当該機器又は記憶媒体に割り当てられる著作者報酬を表示するものとする。

第54e条 申告義務

(1) 機器又は記憶媒体をこの法律の適用領域に業として輸入し、又は再輸入する者は、著作者に対して、輸入された対象物品の種類及び個数を、第54h条第3項により指定された受付機関に、月次により、毎月の経過の後10日までに書面によって通知する義務を負う。

(2) 申告義務者がその申告義務に従わず、又は不完全に、若しくはその他不誠実に従うにすぎないときは、二倍の報酬基準額を請求することができる。

第54f条 報告義務

(1) 著作者は、第54条又は第54b条に基づき報酬の支払いについて義務を負う者に対して、この法律の適用領域において譲渡又は取引に供された機器及び記憶媒体について、その種類及び個数に関する報告を求めることができる。販売者の報告義務は、仕入元の名称にも及ぶものとし、第54b条第3項第1号の場合にも存するものとする。第26条第7項の規定は、ここに準用する。

(2) 著作者は、第54c条第1項の意味における施設内の機器の操作者に対して、報酬の算定のために必要な報告を求めることができる。

(3) 報酬の支払いについて義務を負う者がその報告義務に従わず、又は不完全に、若しくはその他不誠実に従うにすぎないときは、二倍の報酬基準額を請求することができる。

第54g条 監督訪問

第54c条により操作者が義務を負うべき報酬の算定のために必要と認められるときは、著作者は、自らに対して、機器を写真複写の有償の製作のために備える操作者の事業所及び営業所へ立ち入ることを、通常の事業時間又は営業時間内に許すよう、求めることができる。監督訪問は、回避可能な営業妨害が生じないように、行われなければならない。

第54h条 集中管理団体及び通知に関する取扱い

(1) 第54条乃至第54c条、第54e条第2項、第54f条及び前条に基づく請求権は、

集中管理団体によってのみ行使することができる。

(2) いずれの権限を有する者も、第54条乃至第54c条に基づき支払われた報酬について、相当なる配当を受ける資格を有する。著作物が第95a条に従う技術的手段によって保護されていると認められるときは、その者は、収入の分配に際して顧慮されることはない。

(3) 第54b条第3項及び第54e条に基づく通知に備え、集中管理諸団体は、ドイツ特許商標庁に対して共通の受付機関を指定しなければならない。ドイツ特許商標庁は、これを連邦公報に公示する。

(4) ドイツ特許商標庁は、第54b条第3項第2号及び第54e条に基づく通知のための書式を、連邦公報に公示することができる。書式が公示された場合には、これを使用するものとする。

(5) 集中管理諸団体及び受付機関は、第54b条第3項第2号、第54e条及び第54f条に従って得た申告を、第1項に基づく請求権の行使のためにのみ用いることができる。

第3款 その他の法律により許容される使用

第55条 放送事業者による複製

(1) 著作物の放送について権限を有する放送事業者は、自己の送信機又はビームアンテナの各々を通じた放送のために一回ごとに使用する目的をもって、著作物を自己の手段によって録画物又はレコード盤に複製することができる。この録画物又はレコード盤は、著作物の最初の放送の後遅くとも1ヶ月をもって消去するものとする。

(2) 録画物又はレコード盤で記録として備える価値が際立つものは、それが公の記録保存所に収められるときは、消去されることを要しない。記録保存所への受け入れについては、すみやかに著作者に通知するものとする。

第55a条 データベースの著作物の使用

データベースの著作物の翻案又は複製であって、データベースの著作物の複製物で著作者の同意を得て譲渡により取引に供されたものの所有者、当該複製物の使用についてその他の方法により権限を有するに至った者、又は著作者と締結した契約に基づいて若しくは

著作者の同意を得て第三者と締結した契約に基づいてデータベースの著作物の提供を受ける者によって行われるものは、その翻案又は複製が、データベースの著作物の要素へのアクセスのため、及びその通常の使用のために必要と認められる場合にかぎり、許される。第1文の契約に基づいてデータベースの著作物の一部のみが提供されるときは、この部分の翻案又は複製のみが、許される。これに反する契約上の合意は、無効とする。

第56条 営業における複製及び公衆再生

(1) 録画物若しくはレコード盤を製作し若しくは再生するための機器、放送を受信するための機器又はデータ処理を電子的に行うための機器を販売し、又は修理する営業において、著作物を録画物若しくはレコード盤又はデータ収録物に再製すること、著作物を録画物若しくはレコード盤又はデータ収録物を用いて公衆に知覚可能なものとする、著作物の放送を公衆に知覚可能なものとする、及び著作物を公衆提供することは、それらの行為が、当該機器を買主に展示し、又は修理するために不可欠と認められるときは、許される。

(2) 前項に基づき製作された録画物若しくはレコード盤又はデータ収録物は、すみやかに消去するものとする。

第57条 重要でない付随物

著作物を複製し、頒布し、又は公衆に再生することは、その著作物が、複製、頒布又は公衆への再生の本来の対象と比べて重要でない付随物とみなされ得るときは、許される。

第58条 著作物の展示及び公衆への販売に関する広告

第2条第1項第4号乃至第6号の著作物で、公衆に展示され又は公衆への展示若しくは公衆への販売のために特定されたものを、広告のためにその主催者が複製し、頒布し、又は公衆提供することは、それらの行為がその催しを助成するために必要なものと認められるときは、許される。

第59条 公共の場所における著作物

(1) 公共の道路、街路又は広場に恒常的に設置されている著作物を、絵画若しくはグラフィック・アートの方法により、写真により、又は映画により複製し、頒布し、又は公衆に再生することは、許される。建築の著作物の場合においては、その外観にのみ、この権限

が及ぶものとする。

(2) この複製は、建築の著作物として行うことはできない。

第60条 肖像

(1) 肖像を複製し、又は無料でかつ業を目的とせずに頒布することは、その行為が、肖像の注文者若しくはその者の権利承継者、注文を受けて作成された肖像の場合にあっては肖像本人若しくはその死後はその近親者、又はこれらの者のいずれかの委任を受ける第三者によって行われるときは、許される。肖像が造形美術の著作物である場合には、写真によってのみ、その利用が、許される。

(2) 前項第1文の意味における近親者とは、配偶者又はパートナー及び子をいうものとし、配偶者、パートナー又は子がいずれも存しない場合には、父母をいうものとする。

第4款 授業、学術及び諸機関に関して法律により許容される使用

第60a条 授業及び教育

(1) 教育施設において授業及び教育に関する説明を目的とする場合には、公表された著作物は、その15パーセントを上限として、商業を目的とせず、次の各号に掲げる者のために、複製し、頒布し、公衆提供し、及びその他の方法により公衆に再生することができる。

1. 各種行事の教員及び参加者
2. 同一の教育施設における教員及び試験官
3. 教育に関するプレゼンテーションで、当該教育施設での授業又は教育の成果に関するものに寄与する第三者

(2) 第1項にもかかわらず、イラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における個々の編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物は、その全部を使用することができる。

(3) 次の各号に掲げる使用は、前二項によって許されることはない。

1. 録画物又はレコード盤への収録による複製、及び著作物の公衆再生でその著作物が公衆に口述され、上演・演奏され、又は上映される間に行われるもの
2. 著作物で、専ら学校の授業の用に向けられ、特定され、及びそのように表記されたものの学校における複製、頒布及び公衆再生
3. 音楽の著作物をグラフィックに記録したものの複製で、第1項又は第2項に基づく公衆提供のために必要でないもの

(4) 教育施設とは、幼児に関する教育施設、学校、大学並びに職業教育又はその他の養成及び研修教育に関する施設をいう。

第60b条 授業用及び教育用教材

(1) 授業用及び教育用教材の製作者は、その編集物のため、公表された著作物を、その10パーセントを上限として、複製し、頒布し、及び公衆提供することができる。

(2) 第60a条第2項及び第3項は、ここに準用する。

(3) この法律の意味における授業用及び教育用教材とは、編集物で、多数の著作者の著作物を結合し、かつ、商業を目的とせず、専ら教育施設における授業及び教育に関する説明(第60a条)の目的に向けられ、特定され、及びそのように表記されたものをいう。

第60c条 学術の研究

(1) 非商業的な学術の研究を目的とする場合には、著作物は、その15パーセントを上限として、次の各号に掲げる者のために、複製し、頒布し、及び公衆提供することができる。

1. その固有の学術の研究のため明確に限定された範囲の者
2. 個々の第三者で、学術の研究の質に関する審査に服する者

(2) 固有の学術の研究のため、著作物は、その75パーセントを上限として、複製することができる。

(3) 前2項にもかかわらず、イラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における

個々の編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物は、その全部を使用することができる。

(4) 著作物が公衆に口述され、上演・演奏され、又は上映される間に、当該著作物を録画物又はレコード盤に収録し、及び後に公衆提供することは、第1項乃至第3項に基づき、許されない。

第60d条 テキスト及びデータマイニング

(1) 多数の著作物（原資料）を学術的な研究を目的として自動的に解析するためには、次の各号に掲げることは許される。

1. 原資料を、当該原資料に基づき、とりわけ標準化、構造化及び類型化を通じて解析可能なコーパスを作成するために、自動的かつ体系的に複製すること
2. そのコーパスを、共通の学術的な研究に関して明確に限定された範囲の者に対し、及び、学術的な研究の質に関する審査を目的として個々の第三者に対し、公衆提供すること

この場合において、使用者は、非商業的な目的のみを追求することができる。

(2) データベースの著作物が前項の条件に従って使用されるときは、第55a条第1文に基づく通常の使用とみなされる。データベースの重要でない部分が前項の条件に従って使用されるときは、第87b条第1項第2文及び第87e条の意味において、データベースの通常の利用及びデータベース製作者の正当な利益と適合するものとする。

(3) コーパス及び原資料を複製したものは、研究作業の終了の後、消去し、その公衆提供は終了しなければならない。ただし、コーパス及び原資料を複製したものを、第60e条及び第60f条に定める機関に対し持続的な保存を目的として引き渡すことは、許される。

第60e条 図書館

(1) 公衆に利用可能な図書館で、直接的又は間接的に商業的な目的を追求しないもの（図書館）は、その所蔵又は展示に係る著作物を、その提供、インデックス登録、目録作成、保存及び修復を目的とする場合には、複数回にわたり、技術的な結果として生ずる変更を加えることによっても、複製し、又は複製させることができる。

(2) 図書館は、修復を目的とする場合には、その所蔵に係る著作物を複製したものを、他の図書館又は第60f条に定める機関に、頒布することができる。図書館は、修復された著作物、及び、複製物で、その在庫に係る新聞、絶版又は破損した著作物からなるものを、貸し出すことができる。

(3) 図書館は、第2条第1項第4号乃至第7号に定める著作物を複製したものを、図書館の所蔵の公衆への展示に伴い、又はその所蔵の資料整備を目的とする場合には、頒布することができる。

(4) 図書館は、その構内のターミナルにおいて、その所蔵に係る著作物を、その使用者に対し、その調査又は私的研究のために、提供することができる。図書館は、使用者に対し、ターミナルにおける複製として、1回につき、著作物の10パーセントを上限とする複製、並びに個々のイラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物の複製で、非商業的な目的のために行うものを、可能にすることができる。

(5) 図書館は、使用者の個別の求めに応じ、公表された著作物の10パーセントを上限とする複製、及び個々の編集構成物で専門雑誌又は学術雑誌に公表されたものを、非商業的な目的のために引き渡すことができる。

第60f条 記録保存所、博物館及び教育施設

(1) 記録保存所、映画又は音響遺産の領域における施設、並びに公衆に利用可能な博物館及び教育施設（第60a条第4項）で、直接的又は間接的に商業的な目的を追求しないものに関しては、第60e条を、その第5項を除き準用する。

(2) 記録保存所で、公益の事業も行うものは、著作物を記録財産としてその所蔵に組み入れるために、その著作物を複製し、又は複製させることができる。提出機関は、その保有に係る複製を、直ちに消去しなければならない。

第60g条 法律により許容される使用及び契約上の使用権限

(1) 権利保有者は、第60a条乃至第60f条に基づき許容される使用を制限し又は妨げる合意で使用権限者の不利益となるものを、援用することはできない。

(2) 合意であって、第60e条第4項及び第60f条第1項に基づくターミナルにおける

提供、又は第60e条第5項に基づき個別の求めに応じ複製したものの送付を専ら対象とするものは、前項にかかわらず、法律による許容に優先する。

第60h条 法律により許容される使用に関する相当なる報酬

(1) 著作者は、この款の定めに従う使用に関して、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。複製は、第54条乃至第54c条に基づいて、報酬を受ける。

(2) 前項にかかわらず、次に掲げる使用については、報酬を要しない。

1. 第60a条第1項第1号及び第3号並びに同条第2項に基づく教育施設の構成員及びその家族のためにする公衆再生で、公衆提供を除くもの
2. 第60e条第1項及び第60f条第1項に基づくインデックス登録、目録作成、保存及び修復を目的とする複製

(3) 相当なる報酬に関し使用に即した算出を行うにあたっては、包括的な報酬又は使用に関する代表的なサンプリングをもって足りる。ただし、第60b条及び第60e条第5項に基づく使用の場合は、このかぎりでない。

(4) 相当なる報酬を求める請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。

(5) 使用者が施設内においてその行為を行う場合には、専らその施設が報酬の債務者にあたる。複製で、第54条乃至第54c条に基づき第1項第2文に従い報酬を受けるものに関しては、専らこの定めが適用される。

第5款 孤児著作物に関し法律により特別に許容される使用

第61条 孤児著作物

(1) 孤児著作物の複製及び公衆提供は、第3項乃至第5項の定めに従い、許される。

(2) この法律の意味における孤児著作物とは、公衆に利用可能な図書館、教育施設、博物館、記録保存所及び映画又は音響遺産の領域における施設の収集物（所蔵内容）に含まれた次の各号に掲げるもので、これらの所蔵内容が既に公表されている場合において、その権利保有者を、注意深い検索によっても確認することができず、又は突き止めることがで

きなかったものをいう。

1. 書籍、専門雑誌、新聞、雑誌又はその他の書物における著作物及びその他の保護対象物
2. 映画の著作物並びに録画物及び音声付き録画物で映画の著作物が収録されたもの
3. レコード盤

(3) 一の所蔵内容に複数の権利保有者がある場合において、全ての権利保有者を注意深い検索によって確認することができず、又は突き止めることができなかった場合においても、確認された権利保有者から、使用に関する許諾を得ることができたときは、当該所蔵内容を複製し、公衆提供することができる。

(4) 所蔵内容で、未だ発行されず、又は送信されなかったものは、その所蔵内容が第2項に定める各機関により既に権利保有者の許諾のもとに公衆に利用可能なものとされ、かつ、信義誠実に照らし、権利保有者が第1項に基づく使用に同意したものと認められるときは、その機関によって使用することができる。

(5) 第2項に定める機関による複製及び公衆提供は、当該機関がその公益に属する使命の履行を目的として行う場合、とりわけ当該機関が所蔵内容を保持し、修復し、及びその収集物へのアクセスに開放する場合であって、それらが文化政策及び教育政策の目的に資するときに限り、許される。当該機関は、その使用に係る孤児著作物へのアクセスに関して、そのデジタル化及び公衆提供に関する費用を賄う料金を、求めることができる。

第61a条 注意深い検索及び報告の義務

(1) 第61条第2項の定めによる権利保有者の注意深い検索は、全ての所蔵内容及びそこに含まれるその他の保護対象物に関して行われなければならない。その場合において、少なくとも附則に規定された情報源は、照会しなければならない。注意深い検索は、欧州連合の加盟国で、当該著作物が最初に公表された国において、行われなければならない。権利保有者に関連する情報が他国において発見され得ることについて手掛かりが存する場合には、当該他国における使用可能な情報源も照会することができる。

(2) 映画の著作物並びに録画物及び音声付き録画物で映画の著作物が収録されているもの場合には、注意深い検索は、欧州連合の加盟国で、製作者がその主たる営業所又はそ

の常居所を有する国において、行われなければならない。

(3) 第61条第4項に定める所蔵内容については、注意深い検索は、欧州連合の加盟国で、その所蔵内容を権利保有者の許諾のもとに公衆に利用可能とした機関が主たる事務所を有する国において、行われなければならない。

(4) 使用に係る機関は、その注意深い検索を報告し、かつ次に掲げる情報をドイツ特許商標庁に伝達する。

1. 所蔵内容で、注意深い検索の結果によれば孤児であるものに関し、その詳細な名称
2. 当該機関による孤児著作物の使用の方法
3. 第61b条の定めによる使用に係る孤児著作物の状態に関する全ての変更
4. 名前、住所、並びに、場合によっては、電話番号、ファクシミリ番号及びE-Mailアドレスのような、当該機関の連絡データ

これらの情報は、ドイツ特許商標庁によって、すみやかに欧州共同体商標意匠庁に転送される。

(5) 注意深い検索は、所蔵内容で、既に欧州共同体商標意匠庁のデータベースに孤児であるものとして記録されているものについては、要しない。

附則（第61a条） 注意深い検索に関する情報源（省略）

第61b条 使用の終了及び使用に係る機関の報酬義務

所蔵内容に関する権利保有者が事後に確認され、又は突き止められたときは、使用に係る機関は、その旨を知るに至った後においてはすみやかに、その使用の行為を止めなければならない。権利保有者は、使用に係る機関に対し、行われた使用に関する相当なる報酬の支払いについて請求権を有する。

第61c条 公法上の放送機関による孤児著作物の使用

次の各号に掲げるもので、2003年1月1日より前に公法上の放送機関により製作さ

れ、かつ、第61条第2項乃至第5項の要件に従い、公法上の放送機関によってもその収集物のなかに含まれるものは、複製し、及び公衆提供することが許される。第61a条及び第61b条は、ここに準用する。

1. 映画の著作物並びに録画物及び音声付き録画物で映画の著作物が収録されたもの

2. レコード盤

第6款 法律により許容される使用に関する共通規定

第62条 変更禁止

(1) この節の規定に基づき著作物を使用することが許されるものと認められるときは、その著作物に変更を加えてはならない。第39条は、ここに準用する。

(2) 使用の目的に照らし必要と認められるときは、著作物を翻訳し、又は抄録若しくは異なる音調若しくは声域への変調にすぎない変更を行うことは、許される。

(3) 造形美術の著作物及び写真の著作物の場合には、著作物を異なる寸法に再製し、又はその複製に用いる方法に付随して生ずる変更を行うことは、許される。

(4) 第45a条乃至第45c条に基づく使用の場合には、バリアフリー形式の製作に必要な変更を行うことは、許される。

(5) 宗教の用に供するための編集物（第46条）、授業及び教育のための使用（第60a条）及び授業用及び教育用教材（第60b条）の場合には、言語の著作物の変更で、宗教の用に供するため、並びに授業及び教育に関する説明のために必要となるものも、許される。ただし、この変更には、著作者の同意を要するものとし、著作者の死後にあつては、権利承継者が著作者の近親者（第60条第2項）であり又は著作権を著作者の終意処分に基づき取得しているときは、その権利承継者（第30条）の同意を要するものとする。著作者又は権利承継者が、意図された変更について通知を受けた後1ヶ月以内に異議を申し立てず、かつ、変更の通知に際してこの法的効果について告知されていた場合には、同意は与えられたものとみなす。授業及び教育（第60a条）のため、並びに授業用及び教育用教材（第60b条）のための使用の場合には、変更が明瞭に視認できるように明らかにされているときは、同意を要しない。

第63条 出典表示

(1) 著作物又は著作物の一部が、第45条第1項、第45a条乃至第48条、第50条、第51条、第58条、第59条、並びに第60a条乃至第60d条、第61条及び第61c条の場合において複製され、又は頒布されるときは、常にその出典を明示するものとする。言語の著作物の全部又は音楽の著作物の全部について複製又は頒布が行われる場合には、その著作者とともに、その著作物の発行元である出版者も明示するものとし、加えて、その著作物に省略その他の変更が加えられたか否かについて、明らかにするものとする。この出典表示の義務は、出典が、使用された著作物現品若しくは著作物再生において示されず、かつ、その複製若しくは頒布につき権限を有する者において別途の手段によっても明らかとならない場合、又は、第60a条若しくは第60b条の場合において、試験の目的が出典表示の放棄を必要とするときは、消滅する。

(2) この節の規定に基づき著作物を公衆に再生することが許されるものと認められるときは、取引の慣行が求めるところに従い、その出典を明示するものとする。第46条、第48条、第51条、第60a条乃至第60d条、第61条及び第61c条に基づく公衆への再生の場合には、常にその出典を著作者の氏名と併せて表示するものとする。ただし、それが不可能な場合は、このかぎりでない。

(3) 第49条第1項に基づき、新聞その他の情報誌の記事が、他の新聞又は他の情報誌に再録され、又は放送によって送信される場合には、常に、その使用した原典に表示されている著作者に加えて、当該記事が取り出された新聞又は情報誌も表示するものとする。その場合に、他の新聞又は他の情報誌が原典として引用されているときは、この新聞又はこの情報誌を表示するものとする。第49条第1項に基づき、放送解説が、新聞その他の情報誌に再録され、又は放送によって送信される場合には、常に、その著作者に加えて、当該解説を放送した放送事業者も表示するものとする。

第63a条 法定の報酬請求権

著作者は、この節に基づく法定の報酬請求権をあらかじめ放棄することができない。法定の報酬請求権は、あらかじめ集中管理団体に、又は、出版者が当該請求権を出版者及び著作者の権利を共に管理する集中管理団体に管理させるときは、出版権の許与と合わせてその出版者にのみ、移転することができる。

第7節 著作権の存続期間

第64条 通則

著作権は、著作者の死後70年をもって消滅する。

第65条 共同著作者・映画の著作物・歌詞を伴う作曲

(1) 著作権が二以上の共同著作者(第8条)に帰属するときは、著作権は、最長命の共同著作者の死後70年をもって消滅する。

(2) 映画の著作物及び映画の著作物と類似の方法により製作される著作物の場合には、著作権は、次に掲げる者のうちの最長命であるものの死後70年をもって消滅する。

主監督、脚本の著作者、対話部分の著作者、当該映画の著作物のために作曲された音楽の作曲者

(3) 歌詞を伴う作曲の保護期間は、双方の構成物が特に当該の歌詞を伴う作曲のために作成された場合には、歌詞の作成者及び作曲の作曲者からなる者のうち、最後の生存者の死後70年をもって消滅する。このことは、これらの者が共同著作者に該当するか否かによらない。

第66条 無名及び変名の著作物

(1) 無名及び変名の著作物の場合には、著作権は、その公表後70年をもって消滅する。ただし、著作物がこの期間内に公表されなかったときは、著作物の作成後70年をもって消滅する。

(2) 著作者がその身元を前項第1文に定める期間内に明らかにし、又は著作者の名乗る変名によりその身元に関して疑いの余地がない場合には、著作権の存続期間は、第64条及び第65条に基づいて計算するものとする。前項第1文に定める期間内に、著作者の実名が、無名及び変名の著作物の登録簿(第138条)への登録のために申請された場合も、同様とする。

(3) 前項に基づく行為については、著作者が、その死後にあってはその権利承継者(第30条)又は遺言執行者(第28条第2項)が権限を有するものとする。

第67条 分冊の著作物

内容的に完結しない部分（分冊）によって公表される著作物に関しては、第66条第1項第1号の場合には、各分冊の保護期間は、各々の公表の時点から個別に計算するものとする。

第68条（廃止）

第69条 期間の計算

この節の期間は、期間の起算について基準となる事柄の発生した暦年の経過とともに始まる。

第8節 コンピュータ・プログラムに関する特則

第69a条 保護の対象

(1) この法律の意味におけるコンピュータ・プログラムとは、仕様書資料を含め、あらゆる形態のプログラムをいう。

(2) 付与される保護は、コンピュータ・プログラムに係るすべての表現形式に及ぶものとする。コンピュータ・プログラムの要素の基礎にある思想及び原則は、インターフェースの基礎にある思想及び原則を含め、保護を受けることがない。

(3) コンピュータ・プログラムは、それが著作者の独自かつ精神的な創作の成果であるとの意味において个性的な著作物にあたる時、保護を受ける。その保護能力を定めるために、他の基準、とりわけ質的又は美的な基準は、適用しないものとする。

(4) コンピュータ・プログラムには、この節に別段の定めがないかぎり、言語の著作物に適用される規定が適用される。

(5) 第32d条、第32e条、第36条、第40a条及び第95a条乃至第95d条の規定は、コンピュータ・プログラムに適用されない。

第69b条 雇用関係又は職務関係における著作者

(1) コンピュータ・プログラムが、従業者により、その職務の処理の過程で又はその使用者の指図に基づき作成される場合において、別段の合意がないものと認められるときは、専らその使用者が、そのコンピュータ・プログラムに関する財産権のすべての権能の行使について、権限を有するものとする。

(2) 前項は、職務関係に準用するものとする。

第69c条 同意を要する行為

権利保有者は、次の各号に掲げる行為を行い又は許諾することについて、排他的権利を有する。

1. コンピュータ・プログラムの全部又は一部を、手段及び形式を問わず、持続的又は一時的に複製すること。コンピュータ・プログラムのロード、表示、実行、転送又は蓄積が、複製を必要とするものと認められるときは、これらの行為は権利保有者の同意を必要とする。
2. コンピュータ・プログラムを、翻訳し、翻案し、調整その他変作し、その個々の成果物を複製すること。プログラムを翻案する者の権利は、これによって妨げられない。
3. コンピュータ・プログラムの原作品又は複製物を、賃貸を含め、形式を問わず頒布すること。コンピュータ・プログラムの複製物が、その権利保有者の意を得て、欧州連合の域内又は欧州経済領域に関する条約の他のいずれかの締約国の領内で、譲渡の方法によって取引に供されている場合には、その複製物に関する頒布権は、賃貸権を除き、消尽するものとする。
4. コンピュータ・プログラムを、公衆の構成員がその選択に係る場所及び時においてそれを使用できる方法で公衆に提供することを含め、有線又は無線により、公衆に再生すること。

第69d条 同意を要する行為の例外

(1) 契約上の特則が存しないかぎり、前条第1号及び第2号にいう行為は、それらの行為が、プログラムの複製物の使用につき権限を有する者による欠陥修正を含め、コンピュータ・プログラムの所定の使用のために不可欠であるときは、権利保有者の同意を要しないものとする。

(2) プログラムの使用につき権限を有する者による保存用コピーの作成は、それが将来の使用を確かなものとするために必要である場合には、契約によって妨げてはならない。

(3) プログラムの複製物の使用につき権限を有する者は、プログラムの要素の基礎に存する思想及び原則を解析することを目的とする場合には、権利保有者の同意なく、プログラムの作用を、プログラムについてその者が権限を有するロード、表示、実行、転送又は蓄積の行為によって、観察し、調査し又は試行することができる。

第69e条 逆コンパイル

(1) 第69c条第1号及び第2号の意味においてコードを複製し又はコード形式を翻訳することが、独立して作成されたコンピュータ・プログラムと他のプログラムとの互換性の確立に必要な情報を取得するうえで不可欠である場合には、次の各号に掲げる条件が充たされるものと認められるときは、権利保有者の同意は要しない。

1. その行為が、ライセンスの取得者その他プログラムの複製物の使用につき権限を有する者、又はそれらの者の名においてこれにつき権限を与えられた者によって行われること。
2. 互換性の確立に不可欠な情報が、前号にいう者にとって未だ容易に使用可能なものとなっていないこと。
3. その行為が、元のプログラムの部分で互換性の確立に不可欠なものに限定されていること。

(2) 前項に基づく行為によって得られた情報は、次の各号に掲げる行為の対象としてはならない。

1. 独立して作成されたプログラムの互換性を確立することとは異なる目的のために使用すること。
2. 第三者に提供すること。ただし、そのことが独立して作成されたプログラムの互換性にとって不可欠である場合は、このかぎりではない。
3. 実質的に類似の表現形式からなるプログラムを開発し、製作し、若しくは商品化するために、又はその他何らかの著作権を侵害する行為のために使用すること。

(3) 前二項は、その適用が著作物の通常の利用を妨げずかつ権利保有者の正当な利益を不当に害しないよう、解釈するものとする。

第69f条 権利の侵害

(1) 権利保有者は、所有者又は占有者に対して、違法に製作され若しくは頒布され又は違

法な頒布のために特定された複製物のすべてを廃棄するよう求めることができる。第98条第3項及び第4項は、ここに準用するものとする。

(2) 前項は、技術的なプログラム保護機構の不法な除去又回避を容易にすることに専ら特定された手段について、準用するものとする。

第69g条 その他の法規定の適用・契約法

(1) この節の規定は、その他の法規で、とりわけ、発明、半導体製品のトポグラフィー及び商標の保護、並びに営業秘密及び企業秘密の保護を含む不正競争に対する保護に関するものをコンピュータ・プログラムに適用すること、及び債権的な合意をなすことを妨げない。

(2) 契約上の規定で、第69d条第2項及び第3項並びに第69e条に抵触するものは、無効とする。

第2章 著作隣接権

第1節 特定の刊行物の保護

第70条 学術的刊行物

(1) 著作権の保護を受けない著作物又は文書の刊行物は、それが学術的な整理の成果を示し、かつ、当該著作物又は文書に係る従前知られた刊行物と実質的に区別されるときは、第1章の規定を準用することによって保護を受ける。

(2) この権利は、刊行物の作成者に帰属する。

(3) この権利は、刊行物の発行後25年をもって消滅する。ただし、刊行物がこの期間内に発行されないときは、その製作後25年をもってすでに消滅する。この期間は、第69条に基づいて計算するものとする。

第71条 遺作著作物

(1) 未発行の著作物を、その著作権が消滅した後に、適法に最初に発行し又は最初に公衆に再生する者は、その著作物を利用することにつき排他的権利を有する。未発行の著作物

で、この法律の適用領域でかつて保護を受けたことがなく、かつ、その著作者の死後 70 年を経過しているものについても、同様とする。第 5 条、第 10 条第 1 項、第 15 条乃至第 24 条、第 26 条、第 27 条、第 44 a 条乃至第 63 条及び第 88 条は、ここに準用するものとする。

(2) この権利は、譲渡することができる。

(3) この権利は、著作物の発行後 25 年、又は著作物の最初の公衆への再生が先に行われた場合には、その公衆への再生後 25 年をもって消滅する。期間は、第 69 条に基づき計算するものとする。

第 2 節 写真の保護

第 72 条

(1) 写真及び写真と類似の方法によって製作される制作物は、写真の著作物に適用される第 1 章の規定を準用することによって保護を受ける。

(2) 前項に基づく権利は、その写真家に帰属する。

(3) 第 1 項に基づく権利は、写真の発行後 50 年、又は写真の最初の適法な公衆への再生が先に行われた場合には、その公衆への再生後 50 年をもって消滅する。ただし、写真がこの期間内に発行されず又は適法に公衆に再生されなかったときは、その製作後 50 年をもってすでに消滅する。この期間は、第 69 条に基づいて計算するものとする。

第 3 節 実演芸術家の保護

第 73 条 実演芸術家

この法律の意味における実演芸術家とは、著作物若しくは民俗芸能の表現形式を演じ、歌い、演奏し、若しくはその他の方法により実演し、又はそのような実演に関して芸術的に協力する者をいう。

第 74 条 実演芸術家としての承認

(1) 実演芸術家は、自らの実演との関係において実演芸術家として承認されることについて、権利を有する。実演芸術家は、さらに、自らが挙名されるか否か、及びいかなる氏名によって挙名されるかについて、決定することができる。

(2) 二以上の実演芸術家が共同して実演を提供した場合において、個別の実演芸術家すべてを挙名することが均衡を失する失費を要するときは、当該実演芸術家は、芸術家の集団として挙名されることにかぎり求めることができる。この芸術家の集団が選出された代表者（理事）を置くときは、この者が、第三者に対して単独で利益を代表することについて権限を有する。集団が理事を置かない場合には、この権利は、その集団の長を務める者によって、そのような者を欠くときは、その集団から選出されるべき代表者によってのみ、行使することができる。関係人である実演芸術家のいずれかが個人的な挙名を求める権利は、特別な利益が認められる場合には、これによって妨げられない。

(3) 第10条第1項の規定は、ここに準用する。

第75条 実演の毀損

実演芸術家は、その実演の歪曲その他の毀損で、自らの実演芸術家としての声望又は評判を危うくすると評価されるものを、禁止する権利を有する。二以上の実演芸術家が共同して実演を提供した場合には、当該実演芸術家は、この権利を行使するにあたって、互いに相当なる配慮をしなければならない。

第76条 人格権の存続期間

第74条及び第75条に定める権利は、実演芸術家の死亡をもって消滅する。ただし、実演芸術家が、実演が行われた後50年を経過する前に死亡した場合には、当該権利は、第82条に基づき利用権について適用される期間を経過する前には消滅することなく、実演が行われた後50年をもってはじめて消滅する。この期間は、第69条に基づいて計算するものとする。二以上の実演芸術家が共同して実演を提供した場合には、関係人である実演芸術家のうち最後に残った者の死亡をもって、基準とする。実演芸術家の死亡の後、権利は、その近親者（第60条第2項）に帰属する。

第77条 収録、複製及び頒布

(1) 実演芸術家は、その実演を録画物又はレコード盤に収録することについて、排他的権利を有する。

(2) 実演芸術家は、その実演が収録されている録画物又はレコード盤を複製し、又は頒布することについて、排他的権利を有する。第27条は、ここに準用するものとする。

第78条 公衆再生

(1) 実演芸術家は、その実演を次の各号に掲げる行為の対象とすることについて、排他的権利を有する。

1. 公衆提供すること（第19a条）。
2. 放送すること。ただし、実演が、録画物又はレコード盤であって発行され又は適法に公衆提供されているものに、適法に収録されている場合は、このかぎりでない。
3. 実演が行われる場所の場外において、映像ディスプレイ、スピーカー又は類似の技術的装置により、公衆に知覚可能なものとする。

(2) 次の各号のいずれかに掲げるときは、実演芸術家に、相当なる報酬が、支払われるものとする。

1. 実演が、前項第2号に基づき適法に放送されるとき。
2. 実演が、録画物又はレコード盤を用いて公衆に知覚可能なものとされるとき。
3. 実演の放送又は実演の再生で公衆提供に基づくものが、公衆に知覚可能なものとされるとき。

(3) 実演芸術家は、前項に基づく報酬請求権をあらかじめ放棄することはできない。この報酬請求権は、あらかじめ集中管理団体にのみ移転することができる。

(4) 第20b条は、ここに準用する。

第79条 使用权

(1) 実演芸術家は、第77条及び第78条に基づく権利及び請求権を譲渡することができる。第78条第3項及び第4項は、これによって妨げられない。

(2) 実演芸術家は、その実演を自らに留保された個々の又はすべての使用方法によって使用する権利を、他人に許与することができる。

(2a) 第1項に基づく譲渡及び第2項に基づく権利の許与には、第31条、第32条乃至第32b条、第32d条乃至第40条、第41条、第42条及び第43条が準用される。

(3) レコード盤製作者が、レコード盤の増製物を十分な量において販売のために申し出ること、又はレコード盤を公衆提供することを止める場合には、実演芸術家は、契約で、それにより自らがレコード盤製作者にその実演の収録に関する権利を許与し、又は譲渡したもの（譲渡契約）を解除することができる。この解除は、次に掲げる場合に、許される。

1. レコード盤の発行後50年、又は、レコード盤が発行されていないときは、レコード盤の最初の適法な公衆への再生のための使用後50年を経過した場合
2. レコード盤製作者が、実演芸術家の通知で譲渡契約の解除を申し出るものの後1年以内に、第1文に定める使用行為のいずれについても行わない場合

譲渡契約が解除されたときは、レコード盤製作者のレコード盤に関する権利は消滅する。

第79a条 実演芸術家の報酬請求権

(1) 実演芸術家が、レコード盤製作者に1回の報酬の支払いに対し、その実演に関する権利を許与し、又は譲渡した場合には、レコード盤製作者は、実演芸術家に追加の報酬で、レコード盤製作者がその実演を含むレコード盤の複製、頒布及び公衆提供から得た収入の20パーセントの額に相当するものを、支払わなければならない。レコード盤が複数の実演芸術家による実演の収録を含むときは、報酬の額は、いずれの場合にも、総額で収入の20パーセントとする。レコード盤製作者が得た収入で支出の控除前のものが、収入とみなされる。

(2) 報酬請求権は、その実演を含むレコード盤の発行後50年、又は、発行がないときは、その最初の適法な公衆への再生のための使用後50年に引き続き、いずれの全年数の間、存続する。

(3) 実演芸術家は、第1項に基づく報酬請求権を放棄することができない。報酬請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。報酬請求権は、あらかじめ集中管理団体にのみ移転することができる。

(4) レコード盤製作者は、実演芸術家に対し、求めに応じ、報告で、得られた収入及び第

1項に基づく報酬請求権の見積もりに必要なその他の情報に関するものを、与える義務を負う。

(5) 実演芸術家が、レコード盤製作者に数次にわたる報酬の支払いに対し、その実演に関する権利を許与し、又は譲渡した場合には、レコード盤製作者は、次に掲げるいずれかの期間の経過後は、前払い金及び契約に定めた報酬からの控除のいずれについても、控除することはできない。

1. 実演を含むレコード盤の発行後50年

2. レコード盤が発行されないときは、実演を含むレコード盤の最初の適法な公衆への再生のための使用後50年

第79b条 後に知られた使用方法に関する実演芸術家の報酬

(1) 実演芸術家は、契約の相手方が、その実演の新たな使用方法で、契約締結の時点で合意はされたが未だ知られていなかったものに着手する場合には、別個の相当な報酬を求める請求権を有する。

(2) 実演芸術家の契約の相手方がその使用权を第三者に譲渡した場合には、その第三者が、新たな使用方法の着手により、報酬について責任を負う。契約の相手方の責任は消滅する。

(3) 前二項に基づく権利は、あらかじめこれを放棄することはできない。

第80条 二以上の実演芸術家による共同の実演

(1) 二以上の実演芸術家が実演を共同で提供する場合において、その各人の持分を個別に利用することができないときは、その利用に関する権利は、それらの者の共有に帰属する。関係人である実演芸術家は、利用に関するその同意を、信義誠実に反して拒んではならない。第8条第2項第3文及び第4文は、ここに準用するものとする。

(2) 第77条、第78条及び第79条第3項から生ずる権利及び請求権の行使については、第74条第2項第2文及び第3文を準用する。

第81条 主催者の保護

実演芸術家の実演が事業によって催されるときは、第77条第1項及び第2項第1文並びに第78条第1項に基づく権利は、実演芸術家とともにその事業の保有者にも帰属する。第10条第1項、第31条第1項乃至第3項及び第5項、第33条並びに第38条は、ここに準用する。

第82条 利用権の存続期間

(1) 実演芸術家の実演がレコード盤に収録されている場合には、実演芸術家の権利で第77条及び第78条に定めるものは、当該レコード盤の発行後70年、又は当該レコード盤の最初の適法な公衆への再生のための使用が先に行われたときは、その公衆への再生後70年をもって消滅する。実演芸術家の実演が、レコード盤に収録されていない場合は、実演芸術家の権利で第77条及び第78条に定めるものは、その収録物の発行後50年、又は当該収録物の最初の適法な公衆への再生のための使用が先に行われたときは、その公衆への再生後50年をもって消滅する。ただし、当該収録物がこの期間内に発行されず、又は適法に公衆への再生のために使用されていないときは、実演芸術家の権利は、その実演が行われた後50年をもってすでに消滅する。

(2) 第81条に定める主催者の権利は、実演芸術家の実演の収録物の発行後25年、又はその収録物の最初の適法な公衆への再生のための使用が先に行われたときは、その公衆への再生後25年をもって消滅する。当該収録物がこの期間内に発行されず、又は適法に公衆への再生のために使用されていないときは、その権利は、その実演が行われた後25年をもってすでに消滅する。

(3) 期間は、第69条に基づいて計算するものとする。

第83条 利用権の制限

第77条及び第78条に基づいて実演芸術家に帰属する権利及び第81条に基づいて主催者に帰属する権利には、第1章第6節の規定を準用するものとする。

第84条 (廃止)

第4節 レコード盤の製作者の保護

第85条 利用権

(1) レコード盤の製作者は、そのレコード盤を複製し、頒布し、又は公衆提供することについて、排他的権利を有する。レコード盤が事業において製作されたときは、その事業の保有者が製作者とみなされる。この権利は、レコード盤を複製することによって生じることではない。

(2) この権利は、譲渡することができる。レコード盤製作者は、そのレコード盤を自らに留保された個々の又はすべての使用方法によって使用する権利を、他人に対して許与することができる。第31条、第33条及び第38条は、ここに準用する。

(3) この権利は、レコード盤の発行後70年をもって消滅する。レコード盤が、その製作後50年以内に、発行されることなく適法に公衆への再生のために使用されているときは、この権利は、その公衆への再生後70年をもって消滅する。レコード盤がこの期間内に発行されず又は適法に公衆への再生のために使用されていないときは、この権利は、レコード盤の製作後50年をもって消滅する。この期間は、第69条に基づいて計算するものとする。

(4) 第10条、第27条第2項及び第3項並びに第1章第6節の規定は、ここに準用するものとする。

第86条 利益分与を求める請求権

発行され又は適法に公衆提供されたレコード盤で実演芸術家の実演を収録したものが、その実演を公衆に再生するために使用されるときは、そのレコード盤の製作者は、その実演芸術家に対して、実演芸術家が第78条第2項に基づき受ける報酬について、相当なる利益分与を求める請求権を有する。

第5節 放送事業者の保護

第87条

(1) 放送事業者は、次の各号に掲げる行為について、排他的権利を有する。

1. その放送を、再放送し、又は公衆提供すること。
2. その放送を録画物若しくはレコード盤に収録し、その放送に係る写真を製作し、又はこれらの録画物、レコード盤若しくは写真を複製し、頒布する（賃貸権を除く。）こと。

3. 公衆が入場料金の支払いを条件に立ち入ることができる場所において、その放送を、公衆に知覚可能なものとする。

(2) この権利は、譲渡することができる。放送事業者は、その放送を自らに留保された個の又はすべての使用方法によって使用する権利を、他人に対して許与することができる。第31条、第33条及び第38条は、ここに準用する。

(3) この権利は、最初の放送が行われた後50年をもって消滅する。この期間は、第69条に基づいて計算するものとする。

(4) 第10条第1項の規定、及び第1章第6節の規定についてはその第47条第2項第2文及び第54条第1項を除き、ここに準用するものとする。

(5) 放送事業者及び有線の事業者は、第20b条第1項第1文の意味における有線再放送に関する契約を、その契約締結の拒絶を事実上正当化する根拠が認められないかぎり、相当なる条件のもとに締結する義務を互いに負う。放送事業者の義務は、自主放送に関して自己に許与され又は譲渡された放送権についても、及ぶものとする。有線の事業者又は放送事業者の求めがある場合には、共通の契約締結の拒絶を事実上正当化する根拠が認められないかぎり、有線再放送に関して請求の権限を有する集中管理団体と共通の契約を締結するものとする。

第6節 データベース製作者の保護

第87a条 定義

(1) この法律の意味におけるデータベースとは、著作物、データその他独立の素材からなる編集物で、その素材が、体系的又は組織的に配列され、電子的手段を用いて又は他の方法によって個別に使用可能であるもので、かつ、その入手、検証又は記述が、性質又は規模に照らして重要な投資を要するものをいう。データベースで、その内容において性質又は規模に照らして重要な変更が加えられたものは、その変更が性質又は規模に照らして重要な投資を要するものと認められるときは、新たなデータベースとみなす。

(2) この法律の意味におけるデータベース製作者とは、前項の意味における投資を行った者をいう。

第87b条 データベース製作者の権利

(1) データベース製作者は、そのデータベースの全部又はそのデータベースのうち性質若しくは規模に照らして重要な部分を、複製し、頒布し、又は公衆に再生することについて、排他的権利を有する。データベースのうち性質又は規模に照らして重要でない部分を反復してかつ体系的に複製し、頒布し、又は公衆に再生することは、これらの行為がデータベースの通常の利用に抵触し、又はデータベース製作者の正当な利益を不当に害するものと認められるときは、データベースのうち性質又は規模に照らして重要な部分を複製し、頒布し、又は公衆に再生する行為に含まれる。

(2) 第10条、第17条第2項並びに第27条第2項及び第3項は、ここに準用するものとする。

第87c条 データベース製作者の権利に関する制限

(1) データベースのうち性質又は規模に照らして重要な部分を複製することは、次の各号に掲げる目的の場合には、許される。

1. 私的使用の目的 データベースでその素材が電子的手段を用いて個別に使用可能であるものを除く
2. 第60c条及び第60d条に定める学術の研究の目的
3. 第60a条及び第60b条に定める授業及び教育に関する説明の目的

第2号及び第3号の場合には、出典を明示し、かつ第60g条第1項を準用するものとする。

(2) 裁判所、仲裁裁判所若しくは国の機関の手續において、又は公共の安全を目的として用いるために、データベースのうち性質又は規模に照らして重要な部分を、複製し、頒布し、又は公衆に再生することは許される。

(3) 第45b条乃至第45d条は、ここに準用する。

第87d条 権利の存続期間

データベース製作者の権利は、そのデータベースの公表後15年をもって消滅する。ただし、データベースが、この期間内に公表されない場合には、当該権利は、その製作後15年をもってすでに消滅する。この期間は、第69条に基づいて計算するものとする。

第87e条 データベースの使用に関する契約

データベースの複製物でデータベース製作者の同意を得て譲渡により取引に供されたものの所有者、その他の方法でその使用について権限を有するに至った者、又はデータベース製作者と締結した契約に基づいて若しくはデータベース製作者の同意を得て第三者と締結した契約に基づいてデータベースの提供を受ける者が、データベースのうち性質又は規模に照らして重要でない部分について、その複製、頒布又は公衆への再生をしないことについてデータベース製作者に対し義務を負う契約上の合意は、これらの行為がデータベースの通常の利用に抵触せず、かつ、データベース製作者の正当な利益を不当に害しない場合にかぎり、無効とする。

第87f条 プレス出版者

(1) プレス制作物の製作者（プレス出版者）は、そのプレス制作物又はその部分を業として公衆提供することについて、個々の文言又はテキストの最小の抜粋を除き、排他的権利を有する。プレス制作物が事業者において製作される場合には、その事業の保有者が製作者にあたる。

(2) プレス制作物とは、編集技術上固定されたジャーナリズムの構成物であって、任意の媒体に一の見出しのもとで定期的に公表され、総事情の評価に照らし主に出版物の典型と見なされ、かつ、主に自己宣伝に用いられるものではない編集物の範囲に属するものをいう。

第87g条 権利の譲渡可能性、期間及び制限

(1) 第87f条第1項第1文に基づくプレス出版者の権利は、譲渡することができる。第31条及び第33条は、ここに準用する。

(2) 権利は、プレス制作物の公表後1年をもって消滅する。

_(3) プレス出版者の権利は、著作者又は著作隣接権の権限を有する者で、その著作物又はこの法律に基づき保護を受ける保護対象物がプレス制作物に含まれているものの不利益において、行使することはできない。

(4) プレス制作物又はその部分の公衆提供は、それが検索エンジンの営利的プロバイダ、

又はサービスでコンテンツに応じて選別を行うものの営利的プロバイダによって行われな
い限り、許される。その他の場合には、第1章第6節の規定が準用される。

第87h条 著作者の利益分与の請求権

著作者は、報酬について相当な利益分与を受けることができる。

第3章 映画に関する特則

第1節 映画の著作物

第88条 映画化に関する権利

(1) 著作者が、その著作物を映画化することにつき他人に許諾する場合において、疑いのあるときは、その許諾には、その著作物を、映画の著作物の製作のために変更を加えることなく、又は翻案し若しくは改作することによって使用し、かつ、その映画の著作物、翻訳物その他の映画としての翻案物を、すべての使用方法によって使用する排他的権利の許与が、含まれるものとする。第31a条第1項第3文及び第4文並びに第2項乃至第4項は、適用しない。

(2) 前項に定められた権限には、疑いのあるときは、著作物を再映画化することについての権限を含まないものとする。著作者は、契約の締結後10年を経過した後は、その著作物を他の方法で映画として利用することについて、権限を有するものとする。著作者の不利益において第2文に反することができるのは、共通報酬規程（第36条）又は労働協約に基づく合意による場合に限る。

(3) (削除)

第89条 映画の著作物に関する権利

(1) 映画の製作に際し協力する義務を負う者は、その者が映画の著作物に関する著作権を取得する場合において、疑いのあるときは、映画製作者に、その映画の著作物、翻訳物その他の映画としての翻案物又は映画の著作物の改作物を、すべての使用方法によって使用する排他的権利を同時に許与するものとする。第31a条第1項第3文及び第4文並びに第2項乃至第4項は、適用しない。

(2) 映画の著作物の著作者が前項に定める使用権をあらかじめ第三者に許与した場合といえども、その著作者は、常に、この権利を制約を付して、又は制約を付すことなく映画製作者に許与する権限を留保するものとする。

(3) 小説、脚本及び映画音楽のような映画の著作物の製作のために使用された著作物に関する著作権は、これによって妨げられない。

(4) 映画の著作物の製作に際して生ずる写真及び写真の著作物を、映画として利用するための権利については、第1項及び第2項を準用する。

第90条 権利の制限

(1) 次の各号に関する規定は、第88条第1項及び第89条第1項に定める権利について適用しない。

1. 使用権の譲渡（第34条）
2. 転使用権の許与（第35条）
3. 撤回権（第41条及び第42条）

第1文は、映画の撮影の着手があるまでは、映画化に関する権利について適用しない。不行使を理由とする撤回権（第41条）の行使を映画の撮影の着手があるまで排除することは、5年を上限とする期間について、あらかじめ著作者と合意することができる。

(2) 包括的報酬の場合における10年後の別途利用の権利に関する規定は、第88条及び第89条第1項に定める権利について適用しない。

第91条 （廃止）

第92条 実演芸術家

(1) 実演芸術家が、映画の著作物の製作に協力することにつき映画製作者と契約を締結する場合において、疑いのあるときは、その契約には、その映画の著作物の利用に関して、実演の使用についての権利で、第77条第1項及び第2項第1文並びに第78条第1項第

1号及び第2号に基づき実演芸術家に留保された使用方法のいずれかによるものの許与が、含まれるものとする。

(2) 実演芸術家が、あらかじめ前項にいう権利を譲渡し、又はこれについて第三者に使用権を許与した場合といえども、その実演芸術家は、この権利を映画の著作物の利用に関して映画製作者に譲渡し、又は許与する権限を留保するものとする。

(3) 第90条は、ここに準用する。

第93条 歪曲に対する保護と挙名

(1) 映画の著作物の著作者、当該映画の著作物の製作に使用された著作物の著作者、及び著作隣接権の保有者で、当該映画の著作物の製作に協力し又はその給付が当該映画の著作物の製作のために使用されたものは、第14条及び第75条に基づき、当該映画の著作物の製作及び利用に関して、それらの著作物又は給付の歪曲その他の毀損で甚大なものにかぎり、これを禁止することができる。その場合に、これらの者は、互いに、及び映画製作者に対して、相当なる配慮をしなければならない。

(2) 映画に協力している個々の実演芸術家すべてを挙名することは、それが均衡を失する失費に相当する場合には、要しない。

第94条 映画製作者の保護

(1) 映画製作者は、映画の著作物が収録されている録画物又は音声付き録画物を、複製し、頒布し、又は公衆への上映、放送若しくは公衆提供のために使用することについて、排他的権利を有する。映画製作者は、さらに、当該録画物又は音声付き録画物の歪曲又は短縮で、それに関する自らの正当な利益を危うくすると評価されるすべてのものを、禁止する権利を有する。

(2) この権利は、譲渡することができる。映画製作者は、その録画物又は音声付き録画物を自らに留保された個々の又はすべての使用方法によって使用する権利を、他人に許与することができる。第31条、第33条及び第38条は、ここに準用する。

(3) この権利は、その録画物又は音声付き録画物の発行後50年、又はその最初の適法な公衆への再生のための使用が先に行われた場合には、その公衆への再生後50年をもって消滅する。ただし、その録画物又は音声付き録画物が、この期間内に発行されず又は適法

に公衆への再生のために使用されていないときは、その製作後50年をもってすでに消滅する。

(4) 第10条第1項、第20b条、第27条第2項及び第3項、並びに第1章第6節の規定は、ここに準用するものとする。

第2節 動画

第95条

第88条、第89条第4項、第90条、第93条及び第94条は、連続映像及び音声付き連続映像で映画の著作物として保護を受けないものに、準用するものとする。

第4章 著作権及び著作隣接権に関する共通規定

第1節 補充の保護規定

第95a条 技術的手段の保護

(1) この法律に基づき保護を受ける著作物その他この法律に基づき保護を受ける保護対象の保護のために有効な技術的手段は、それを回避する行為が当該著作物若しくは保護対象へのアクセス又はそれらの使用を可能にすることを目的として行われることを、その行為者が知り、又は諸般の事情に照らし知るべきものと認められるときは、権利保有者の同意を得ることなく回避してはならない。

(2) この法律の意味における技術的手段とは、技術、装置及び部品であって、通常において、保護を受ける著作物その他この法律に基づき保護を受ける保護対象に関する行為のうち権利保有者によって許されていないものを禁止し、又は制限するよう特定されているものをいう。技術的手段が有効であるとは、当該技術的手段により、アクセス制御、暗号化、歪み加工その他の変更のような保護機構、又は複製の制御のための機構で保護の目的の達成を確かなものとするものを通じて、保護を受ける著作物又はその他この法律に基づき保護を受ける保護対象の使用が、権利保有者の管理のもとに置かれるものと認められる場合をいう。

(3) 装置、製品又は部品の製造、輸入、頒布、販売、賃貸、販売又は賃貸に関する広告、及び業を目的とする所持、並びに役務の提供で次の各号のいずれかに掲げるものは、禁止される。

1. 有効な技術的手段の回避を目的とする販売促進、広告又は商品化の対象であるもの
2. 有効な技術的手段の回避を除いて、限定された経済的な目的又は有用性を有するにすぎないもの
3. 有効な技術的手段の回避を可能にし、又は容易にすることを主要な目的として、立案され、製造され、調整され、又は提供されるもの

(4) 公共の安全の保護又は刑事司法を目的とする官公署が有する任務及び権限は、第1項及び第3項に係る禁止によって妨げられることはない。

第95b条 制限規定の貫徹

(1) 権利保有者が、技術的手段をこの法律の定めるところに従い用いるものと認められる場合において、次の各号に定めるいずれかの規定による受益者が、著作物又は保護対象に合法的にアクセスするものと認められるときは、権利保有者は、その者に対して、当該規定を必要と認められる限度において行使し得るために不可欠な手段を、処分に供する義務を負う。

1. 第45条（司法及び公共の安全）
2. 第45a条（障害を有する者）
3. 第45b条（視覚又は読字の障害を有する者）
4. 第45c条（権限ある機関、報酬、命令授権）
5. 第47条（学校放送）
6. 第53条（私的及びその他の自己の使用のための複製）
 - a) 第1項 複製が、任意の写真製版の方法その他類似の効果を有する方法を用いて、紙又は類似の支持物に行われるものと認められるとき。
 - b) (廃止)
 - c) 第2項の第2文第1号と併せ、同項第1文第2号
 - d) 第2項の第2文第1号といずれも併せ、同項第1文第3号及び
7. 第55条（放送事業者による複製）
8. 第60a条（授業及び教育）
9. 第60b条（授業用及び教育用教材）
10. 第60c条（学術の研究）
11. 第60d条（テキスト及びデータマイニング）

12. 第60e条（図書館）

- a) 第1項
- b) 第2項
- c) 第3項
- d) 第5項

13. 第60f条（記録保存所、博物館及び教育施設）

前文に基づく義務の排除を目的とする合意は、無効とする。

(2) 前項の求めに従わない者に対して、同項に定めるいずれかの規定の受益者は、それぞれの権限を実現するために必要とされる手段を処分に供するよう、請求することができる。提供された手段が、権利者の団体と制限規定による受益者との間における合意に適合するときは、その手段は十分であるものと推定する。

(3) 前二項は、第1項第1文第3号及び第4号を除き、著作物及びその他の保護対象が、契約上の合意に基づき、公衆の構成員がその選択に係る場所及び時においてそれらを使用できる方法で公衆提供されるものと認められるときは、適用しない。

(4) 第1項から生ずる義務を履行するために用いられる技術的手段は、任意になされた合意を実施するために用いられる手段を含め、前条に基づく保護を受ける。

第95c条 権利管理に必要とされる情報の保護

(1) 権利管理のための情報で権利保有者に由来するものは、当該情報のいずれかが著作物その他の保護対象の複製物に付され又は当該著作物若しくは保護対象の公衆への再生との関係で公にされる場合において、その除去又は改変が情を知って権限なく行われ、かつ、その行為者がその行為により自らが著作権又は著作隣接権の侵害を誘引し、可能にし、容易にし、若しくは隠蔽することを知り、又は諸般の事情に照らし知るべきときは、除去し又は改変してはならない。

(2) この法律の意味における権利管理のための情報とは、電子的情報で、著作物その他保護対象、著作者又はその他各権利保有者を識別するもの、著作物又は保護対象の使用の態様及び条件に関する情報、並びにそのような情報を表す数字及びコードをいう。

(3) 著作物その他の保護対象で、その権利管理のための情報が権限なく除去され又は改変されたものは、行為者がその行為により自らが著作権又は著作隣接権の侵害を誘引し、可能にし、容易にし、若しくは隠蔽することを知り、又は諸般の事情に照らし知るべきとき

は、情を知って権限なく頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に再生し、又は公衆提供してはならない。

第95d条 明示義務

(1) 著作物及びその他保護対象で技術的手段を用いて保護されるものには、その技術的手段の特性に関する説明を、明瞭に視認できるように明示するものとする。

(2) 著作物及びその他保護対象を技術的手段を用いて保護する者は、第95b条第2項に基づく請求権の行使を可能にするために、この説明を、自らの氏名又は商号及び送達の可能な住所と併せ明示しなければならない。この規定は、第95b条第3項の場合には、適用しない。

第96条 利用の禁止

(1) 違法に製作された複製物は、頒布され、又は公衆への再生のために使用されてはならない。

(2) 違法に行われた放送は、録画物若しくはレコード盤に収録され、又は公衆に再生されてはならない。

第2節 権利の侵害

第1款 民事法の規定・訴えの提起

第97条 不作為及び損害賠償を求める請求権

(1) 著作権その他この法律に基づき保護を受ける権利を違法に侵害する者に対して、その被侵害者は、侵害の排除を、反復のおそれがあるときは不作為を請求することができる。不作為を求める請求権は、違反行為が最初に差し迫る場合にも認められる。

(2) その行為を故意又は過失によって行う者は、被侵害者に対して、それによって生じた損害について賠償の義務を負う。損害賠償の算定に際しては、侵害者が権利の侵害によって得た利益を考慮することもできる。損害賠償請求権は、侵害者が、侵害した権利に関する使用について許諾を得ていたならば、相当なる報酬として支払わなければならなかった

金額を基礎とすることによって、計算することもできる。著作者、学術的刊行物の作成者（第70条）、写真家（第72条）及び実演芸術家（第73条）は、財産的損害とは異なる損害を理由とする場合にも、衡平の命ずるところに従い、金銭による賠償を求めることができる。

第97a条 警告

(1) 被侵害者は、侵害者に対して、不作為を求める裁判手続を開始する前に警告し、かつ、その者に対して、相当なる違約金をもって担保される不作為義務を課すことにより紛争を解決する機会を提供するものとする。

(2) 警告は、明確かつ分かりやすい方法で、次の各号にいずれも従わなければならない。

1. 被侵害者が自らではなく代理人が警告する場合において、被侵害者の名前又は商号の申告
2. 権利侵害の詳細な説明
3. 主張に係る支払い請求の損害賠償請求及び費用賠償請求としての分類
4. 不作為義務を課することについての催告を含む場合において、提案に係る不作為義務が警告に係る権利侵害を超える程度についての申告

前文に従わない警告は、無効とする。

(3) 警告が正当なものと認められ、かつ前項第2文第1号乃至第4号に従うときは、それに要する費用の償還を求めることができる。弁護士サービスの利用については、それに要する費用で法定費用に関するものの償還は、警告を受ける者が次の各号に掲げるものである場合には、1000ユーロの不作為請求及び排除請求に関する目的物の価額に照らした費用を、その上限とする。

1. 自然人で、この法律に基づき保護を受ける著作物又はその他のこの法律に基づき保護を受ける保護対象物を、自らの営利的行為、又は独立の職業上の業務とは異なる目的のために利用する者
2. 既に契約を通じた警告者による請求を理由として、有効な裁判所の判決又は仮処分に基づき不作為に関する義務を負っていない者

前文に定める価額は、不作為請求及び排除請求が併存して主張される場合においても、基準とする。前文は、その定めた価額が個々の事案の特段の事情に照らし不当となる場合には、適用しない。

(4) 警告が正当でなく、又は有効でない場合には、警告を受ける者は、警告者がその警告が正当なものでないことを警告の時点までに知り得なかった場合を除き、法的防禦に関して要した費用の償還を求めることができる。これ以外の償還請求は、これによって妨げられない。

第98条 廃棄、撤回及び引渡しを求める請求権

(1) 著作権その他この法律に基づき保護を受ける権利を違法に侵害する者に対して、その被侵害者は、違法に製作され、頒布され、又は違法な頒布のために特定された複製物で、侵害者の占有又は所有に係るものを廃棄するよう求めることができる。第1文は、侵害者の所有のもとに置かれる装置で、主にこれらの複製物の製作に利用されたものについて、準用するものとする。

(2) 著作権その他この法律に基づき保護を受ける権利を違法に侵害する者に対して、その被侵害者は、違法に製作され、頒布され、又は違法な頒布のために特定された複製物の撤回を、又は、販売活動からのその終局的な除去を、求めることができる。

(3) 被侵害者は、第1項に定める措置に代えて、自らに侵害者の所有のもとに置かれる複製物を、相当なる報酬でその製作費用を上回らないものと引き換えに、引き渡すことを求めることができる。

(4) 前3項に基づく請求権は、その措置が個々の場合において均衡を失うときは、排除される。均衡の所在を検討するに際しては、第三者の正当な利益をも顧慮するものとする。

(5) 建築の著作物、並びに複製物及び装置における選別可能な部分で、その製作又は頒布が違法でないものには、前3項に定める措置は及ばない。

第99条 事業の保有者の責任

事業において、従業者又は受託者により、この法律に基づき保護を受ける権利が違法に侵害されたときは、被侵害者は、その事業の保有者に対しても、第97条第1項及び第98条に基づく請求権を有する。

第100条 賠償

侵害者の行為に故意及び過失のいずれも認められない場合において、第97条及び第98条に基づく請求権が達成されるならば侵害者に均衡を失する重大な損害が生じ、かつ被侵害者にその金銭による補償を期待すべきときは、侵害者は、これらの請求権を回避するために、被侵害者に対して、金銭によって賠償することができる。賠償としては、権利が契約により許与される場合において報酬として相当と認められる金額が、支払われるものとする。賠償の支払いにより、被侵害者の同意で通常範囲における利用に関するものが、与えられたものとみなす。

第101条 報告を求める請求権

(1) 著作権その他この法律に基づき保護を受ける権利を事業規模において違法に侵害する者に対して、その被侵害者は、権利を侵害している複製物又はその他の製作物について、その出所及び販売経路に関する速やかな報告を請求することができる。事業規模は、権利侵害の数と並び権利侵害の重大性によっても認めることができるものとする。

(2) 明白な権利侵害の場合又は被侵害者が侵害者に対して訴えを提起した場合には、前項にかかわらず、つぎに掲げるいずれかの行為を事業規模において行う者に対しても、請求権が認められる。

1. 権利を侵害している複製物をその所有のもとに置いたこと
2. 権利を侵害しているサービス行為を請求したこと
3. 権利を侵害している行為に利用されるサービス行為を求めたこと
4. 前三号のいずれかに定める者の指示に従い、当該複製物、その他の製作物又はサービス行為について、その製作、製造又は販売に関与させられたこと

ただし、その者が、民事訴訟法第383条乃至第385条に基づき、侵害者に対する訴訟手続において証言拒絶をすることについて権限を有する場合は、この限りでない。第1文に基づく請求権を裁判所において行使する場合には、裁判所は、侵害者に対して係属する法律上の争訟を、申請により、報告請求権を理由として提起された法律上の争訟が終結するまで、停止することができる。報告について義務を負う者は、被侵害者に対して、報告の提供のために必要となる費用の償還を求めることができる。

(3) 報告について義務を負う者は、つぎの各号にかかげるいずれのことに関しても、説明を行わなければならない。

1. 複製物又はその他の製作物の製作者、納入者その他前占有者、サービス行為のユーザー及び事業購買者の氏名及び住所、並びにそれらの者に与えられた販売所
2. 製作され、引渡され、受領され又は注文された複製物又はその他の製作物の数量、及び、当該複製物又はその他の製作物について支払われた価格

(4) 第1項及び第2項に基づく請求権は、その行使が個個の場合において均衡を失するときは、排除される。

(5) 報告について義務を負う者が、その報告を故意又は重大な過失により、誤って又は不完全に提供する場合には、その者は、被侵害者に対して、それによって生じる損害の賠償について義務を負う。

(6) 第1項又は第2項に基づく義務を負うことなく真実の報告を提供した者は、その者が自らが報告の提供について義務を負わないことを知っていた場合に限り、第三者に対して責任を負う。

(7) 明白な権利侵害の場合には、民事訴訟法の第935条乃至第945条の規定に基づき、仮処分の方法により報告の提供義務を命ずることができる。

(8) 知り得た情報は、刑事手続又は秩序違反に関する法律に基づく手続においては、義務を負う者の同意を得たときにかぎり、報告の提供前に着手された行為に関し、義務を負う者又は刑事訴訟法第52条第1項に掲げるいずれかの近親者の利益に反して、利用することができる。

(9) 報告が流通データ（テレコミュニケーション法第3条第30号）を利用することによってのみ提供され得るときは、その提供に関しては、流通データの利用の適法性に関する裁判官の従前の命令で被侵害者の申立てによるものを必要とする。この命令に関しては、報告について義務を負う者がその地区内に自らの住所、主たる事務所又は営業所を有する地方裁判所が、その訴額に関わらず専ら管轄を有する。裁判については、民事部がこれに当たる。手続に関しては、家事事件及び非訟事件における手続に関する法律の規定を、準用するものとする。裁判官の命令に伴う費用は、被侵害者がこれを負担する。地方裁判所

の裁判に対しては、抗告が許される。抗告は2週間の期間内に提起するものとする。その他の場合に、個人に関連するデータの保護に関する規定は、これによって妨げられない。

(10) 前項と併せ第2項の規定により、通信の秘密（基本法第10条）は制限される。

第101a条 提出及び調査を求める請求権

(1) 十分な蓋然性をもって著作権その他この法律により保護を受ける権利を違法に侵害する者に対して、その被侵害者は、自らの請求権を理由づけるために必要であるときは、文書又は物件でその者の処分権能のもとにあるものの提出又は調査を請求することができる。事業規模において生じた権利侵害に関して十分な蓋然性が存する場合には、この請求権は、銀行、金融又は取引の書類の提出にも及ぶ。侵害者と推定される者が、秘密情報が関係する旨を主張するときは、裁判所は、個々の場合に要される保護を保障するために必要となる措置を講ずる。

(2) 前項に基づく請求権は、その行使が個々の場合において均衡を失うときは、排除される。

(3) 文書の提出又は物件調査の受忍に関する義務は、民事訴訟法の第935条乃至第945条の規定に基づき、仮処分の方法により命ずることができる。裁判所は、秘密情報の保護を保障するために必要となる措置を講ずる。このことは、とりわけ、仮処分が相手方に対する事前の尋問なく命令される事案に適用される。

(4) 民法第811条の規定は、第101条第8項の規定と並んで、ここに準用する。

(5) 侵害が存在せず又は差し迫っていなかったときは、侵害者と推定される者は、第1項に基づく提出又は調査を要求した者に対して、その要求によって自らに生じた損害の賠償を求めることができる。

第101b条 損害賠償請求権の保全

(1) 被侵害者は、事業規模において生じた権利侵害の侵害者に対して、第97条第2項の場合には、銀行、金融又は取引の書類で、侵害者の処分権能のもとにありかつ損害賠償請求権の行使のために必要であるものについて、その提出を欠く場合に損害賠償請求権の達成が問題となるときは、その提出又は当該書類に対する然るべきアクセスを請求すること

もできる。侵害者が、秘密情報が関係する旨を主張するときは、裁判所は、個個の場合に要される保護を保障するために必要となる措置を講ずる。

(2) 前項の規定に基づく請求権は、その行使が個個の場合において均衡を失うときは、排除される。

(3) 損害賠償請求権の存在が明白であるときは、第1項に定める文書の提出に関する義務は、民事訴訟法の第935条乃至第945条の規定に基づき、仮処分の方法により命ずることができる。裁判所は、秘密情報の保護を保障するために必要となる措置を講ずる。このことは、とりわけ、仮処分が相手方に対する事前の尋問なく命令される事案に適用される。

(4) 民法第811条の規定は、第101条第8項の規定と並んで、ここに準用する。

第102条 消滅時効

著作権その他この法律に基づき保護を受ける権利の侵害を理由とする請求権の消滅時効については、民法第1編第5章の規定を準用する。義務者が、侵害行為を通じ、権限を有する者の費用において取得したものがあるときは、民法第852条を準用する。

第102a条 他の法律の規定に基づく請求権

他の法律の規定に基づく請求権は、妨げられない。

第103条 判決の公告

この法律に基づき訴えが提起された場合において、勝訴当事者が正当な利益を陳述するときは、その判決において、勝訴当事者に対し、判決を敗訴当事者の費用において公告することについて権限を与えることができる。公告の方法及び範囲はその判決において定める。この権限は、判決の既判力の発生後3ヶ月内に勝訴当事者によって行使されないときは、消滅する。裁判所が別段の定めをしないときは、判決は、確定後はじめて公告することができる。

第104条 訴えの提起

この法律に定める権利関係から生ずる請求権の主張に係る一切の法律上の争訟（著作権争訟事件）については、通常の訴え提起の方法によるものとする。雇用関係又は職務関係から生ずる著作権争訟事件であって、合意された報酬の給付を求める請求権を専ら対象とするものについては、労働裁判所への訴えの提起及び行政訴訟の提起は、これによって妨げられることはない。

第104a条 裁判管轄

(1) 著作権争訟事件を理由とする訴えで、この法律に基づき保護を受ける著作物、又はその他のこの法律に基づき保護を受ける保護対象物を、自らの営利的行為、又は独立の職業上の業務とは異なる目的のために利用する自然人を相手方とするものについては、裁判所で、その管轄区に、この者が訴えの提起の時点までに自らの住所を、それを欠くときは自らの常居所を有するものが、排他的に管轄を有する。訴えを提起された者が、国内に、住所及び常居所をいずれも有しない場合には、その管轄区において行為が行われた裁判所が、管轄を有する。

(2) 第105条は、妨げられない。

第105条 著作権争訟事件のための裁判所

(1) 州の政府は、訴訟に便宜であるときは、法規命令によって、二以上の地方裁判所の管轄区を対象にそれら裁判所の一つに対し、地方裁判所が第一審又は控訴審として管轄する著作権争訟事件を割り当てることについて権能を有する。

(2) 州の政府は、さらに、訴訟に便宜であるときは、法規命令によって、二以上の区裁判所の管轄区を対象にそれら区裁判所の一つに対し、区裁判所の管轄に属する著作権争訟事件を割り当てることについて権能を有する。

(3) 州の政府は、前二項に基づく権能を、州の司法当局に移譲することができる。

(4) (廃止)

(5) (廃止)

第2款 刑事規定及び過料規定

第106条 著作権の保護を受ける著作物の不法な利用

(1) 法律により許される場合を除き、著作物又は著作物の翻案物若しくは改作物を、その権限を有する者の同意を得ることなく複製し、頒布し、又は公衆に再生する者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

(2) 未遂は、罰に処する。

第107条 著作者表示の不適法な付加

(1) 次の各号に掲げる者は、その行為が他の規定においてより重い刑を科されていないときは、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

1. 造形美術の著作物の原作品に、著作者の同意を得ることなく著作者表示（第10条第1項）を付加し、又はそのように表示された原作品を頒布する者
2. 造形美術の著作物の複製物、翻案物若しくは改作物に、著作者表示（第10条第1項）を、その複製物、翻案物若しくは改作物を原作品と見せかける態様で付加し、又はそのように表示された複製物、同様の翻案物若しくは改作物を頒布する者

(2) 未遂は、罰に処する。

第108条 著作隣接権の不法な侵害

(1) 法律により許される場合を除き、次の各号に掲げるものについて、その権限を有する者の同意を得ることなく、それぞれ当該各号に掲げる行為をする者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

1. 学術的刊行物（第70条）又はそうした刊行物の翻案物若しくは改作物 複製し、頒布し、又は公衆に再生すること。
2. 遺作著作物又はそうした著作物の翻案物若しくは改作物 第71条に違反して利用すること。
3. 写真（第72条）又は写真の翻案物若しくは改作物 複製し、頒布し、又は公衆に再生すること。
4. 実演芸術家の実演 第77条第1項若しくは第1項第1文又は第78条第1項に違反して利用すること。
5. レコード盤 第85条に違反して利用すること。
6. 放送 第87条に違反して利用すること。

7. 録画物又は音声付き録画物 第94条又は第94条と併せ第95条に違反して利用すること。
8. データベース 第87b条第1項に違反する利用。

(2) 未遂は、罰に処する。

第108a条 業としての不法な利用

(1) 第106条乃至第108条の場合において、行為者が業としてその行為をするときは、その刑は、5年以下の自由刑又は罰金刑とする。

(2) 未遂は、罰に処する。

第108b条 技術的保護手段及び権利管理に必要とされる情報の不法な侵害

(1) 次の各号のいずれかに掲げる行為をする者は、その行為が、専ら、行為者又は行為者と個人的な関係によって結ばれている者の自己の私的使用のために行われるものとはいえ、又はそのような使用に関係するものでないときは、1年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

1. この法律に基づき保護を受ける著作物その他この法律に基づき保護を受ける保護対象へのアクセス又はそれらの使用を、自らに、又は第三者に対して可能にすることを意図して、有効な技術的手段を権利保有者の同意を得ることなく回避すること。
2. 情を知って権限なく、
 - a) 権利管理のための情報で権利保有者に由来するものを、当該情報のいずれかが著作物その他の保護対象の複製物に付され、又は当該著作物若しくは保護対象の公衆への再生との関係で公にされる場合において、除去し、又は改変すること。
 - b) 著作物その他の保護対象で、その権利管理のための情報が権限なく除去され又は改変されたものを、頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に再生し、又は公衆提供すること、及びこれらの行為により、少なくとも軽率に、著作権又は著作隣接権の侵害を誘引し、可能にし、容易にし、又は隠蔽すること。

(2) 第95a条第3項に違反して、装置、製品又は部品を業として製造し、輸入し、頒布し、販売し、又は賃貸する者も、同様の刑に処する。

(3) 第1項の場合において行為者の行為が業として行われるときは、その刑は、3年以下の自由刑又は罰金刑とする。

第109条 告訴

第106条乃至第108条及び第108b条の場合において、その行為は、告訴があるときにのみ訴追される。ただし、刑事訴追当局が、その刑事訴追に関する特別な公共の利益を理由として、職権による関与を要するものと思料するときは、このかぎりでない。

第110条 没収

第106条、第107条第1項第2号及び第108条乃至第108b条に基づく犯罪行為に関わる対象物は、没収することができる。刑法第74a条は、ここに適用する。第98条に掲げる請求権が、被侵害者の賠償に関する刑事訴訟法の規定（第403条乃至第406c条）に基づく手続において認容されるときにかぎり、没収に関する規定は適用しないものとする。

第111条 有罪判決の公告

第106条乃至第108b条の場合において、刑が言い渡されるときは、被侵害者がその申立てをなし、かつ、その正当な利益を証明する場合には、その有罪判決を求めに応じて公告するよう命ずるものとする。公告の方法は、判決で定めるものとする。

第111a条 過料規定

(1) 次の各号のいずれかに掲げる行為をする者は、秩序違反としてその行為をするものとする。

1. 第95a条第3項に違反して、
 - a) 装置、製品又は部品を販売し、賃貸し、又は行為者と個人的な関係によって結ばれている者を超えて頒布すること。
 - b) 業として、装置、製品又は部品を、所持し、若しくはその販売若しくは賃貸のために広告し、又は役務を提供すること。
2. 第95b条第1項第1文に違反して、不可欠な手段を処分に供しないこと。
3. 第95d条第2項第1文に違反して、著作物その他保護対象に明示せず、又は完全に明示しないこと。

(2) 秩序違反行為は、前項第1号及び第2号の場合には、5万ユーロ以下の過料に処し、その余の場合には、1万ユーロ以下の過料に処する。

第3款 税関の措置に関する規定

第111b条 ドイツ法による手続

(1) 複製物の製作又は頒布が、著作権その他この法律に基づき保護を受ける権利を侵害する場合において、その権利侵害が明白であると認められるときは、2013年6月12日の知的財産権の税関による執行、及び理事会規則（EG）第1383/2003号の廃止に関する欧州議会及び理事会規則（EU）第608/2013号（欧州共同体公報2013年6月29日第L181号第7頁）が、その都度有効な規定において適用しないものとするかぎり、その複製物は、権利保有者の申立てにより、かつ、その担保の提供と引き換えに、その輸入又は輸出に際して税関が差し押える。欧州連合の他の加盟国及び欧州経済領域に関する条約の他の締約国との取引については、税関による検査が行われる場合にかぎり、これを適用するものとする。

(2) 税関が差し押えを命ずるときは、税関は、処分権者及び申立人に対し、遅滞なく報告する。申立人に対しては、この複製物の出所、数量及び保管場所並びに処分権者の氏名及び住所を通知するものとする。信書及び郵便の秘密（基本法第10条）は、このかぎりにおいて、制約を受ける。申立人に対しては、この複製物を点検する機会が、それにより営業秘密又は企業秘密が侵害されないかぎり、与えられる。

(3) 差し押えに対して、前項第1文に基づく通知の送達後遅くとも2週間を経過した後に、異議が申し立てられないときは、税関は、差し押えられた複製物の没収を命ずる。

(4) 処分権者が差し押えに対して異議を申し立てるときは、税関は、申立人に対し、遅滞なくその旨を報告する。申立人は、税関に対して、第1項に基づく申立てを差し押えられた複製物に関して維持するか否かについて、遅滞なく釈明しなければならない。次の各号のいずれかに掲げる場合が認められないときは、税関は、第1文に基づく申立人に対する通知の送達後2週間を経過した後に、差し押えを取り消す。申立人が、次の第2号に基づく裁判所による裁判が請求されたがその裁判が未だ自らに到達していない旨を証明するときは、差し押えは、さらに最長で2週間維持される。

1. 申立人が申立てを撤回するときに、税関が差し押えを遅滞なく取り消す場合
2. 申立人が申立てを維持し、かつ執行可能な裁判所による裁判で、差し押えら

れた複製物の保管又は処分の制限を命ずるものを呈示したときに、税関が必要な措置を講ずる場合

(5) 差押えが当初から不当なものであることが証明され、かつ申立人が、第1項に基づく申立てを差し押えられた複製物に関して維持し、又は遅滞なく釈明し（第4項第2文）なかったときは、申立人は、処分権者に対して、差押えによって生じた損害を賠償する義務を負う。

(6) 第1項に基づく申立ては、税関総局において行うものとし、より短期の有効期間の申立てがないと認められるときは、1年間の効力を有する。申立てに伴う職権行為については、公課法第178条の定めるところに従い、費用は申立人の負担とする。

(7) 差押え及び没収に対しては、上訴であって、秩序違反に関する法律に基づく過料手続において差押え及び没収に対して許されるものをもって、異議を申し立てることができる。この上訴手続においては、申立人を審尋するものとする。区裁判所の裁判に対しては、即時抗告が許される。即時抗告に関しては、上級地方裁判所が裁判する。

(8) (廃止)

第111c条 規則（EU）第608/2013号による手続

規則（EU）第608／2013号に基づく手続きについては、規則がそれに反する規定を含まない限り、第111b条第5項及び第6項を準用する。

第3節 強制執行

第1款 総則

第112条

この法律に基づき保護を受ける権利に対する強制執行の許容性は、第113条乃至第119条に定めるところに反しないかぎり、一般規定に従うものとする。

第2款 金銭債権を理由とする著作者に対する強制執行

第113条 著作権

金銭債権を理由とする強制執行で著作権を目的とするものが著作者に対して許されるのは、著作者の同意を得た場合であって、著作者が使用权を許与できる（第31条）ときにかぎる。この同意は、法定代理人が与えることができない。

第114条 著作物の原作品

(1) 金銭債権を理由とする強制執行で著作者の所有に属する著作物の原作品を目的とするものが著作者に対して許されるのは、著作者の同意を得たときにかぎる。この同意は、法定代理人が与えることができない。

(2) 次の各号に掲げる場合は、この同意を要しない。

1. 著作物の原作品に対する強制執行が、著作物に関する使用权に対する強制執行の実施に不可欠である場合
2. 建築の著作物の原作品に対して強制執行をする場合
3. その他造形美術の著作物で公表されているものの原作品に対して強制執行をする場合

第3款 金銭債権を理由とする著作者の権利承継人に対する強制執行

第115条 著作権

金銭債権を理由とする著作権を目的とする強制執行が著作者の権利承継人（第30条）に対して許されるのは、当該権利承継人の同意を得た場合であって、当該権利承継人が使用权を許与できる（第31条）ときにかぎる。著作物が発行されているときは、この同意を要しない。

第116条 著作物の原作品

(1) 金銭債権を理由とする強制執行で、著作者の権利承継人（第30条）の所有に属する当該著作者の著作物の原作品を目的とするものが当該権利承継人に対して許されるのは、当該権利承継人の同意を得たときにかぎる。

(2) 次の各号に掲げる場合は、この同意を要しない。

1. 第114条第2項第1文の場合
2. 著作物で発行されているものの原作品に対して強制執行をする場合

第114条第2項第2文は、ここに準用する。

第117条 遺言執行者

第28条第2項に基づき、著作権が遺言執行者によって行使される旨が命じられているときは、第115条及び第116条に基づき必要となる同意は、その遺言執行者が与えるものとする。

第4款 金銭債権を理由とする学術的刊行物の作成者及び写真家に対する強制執行

第118条

第113条乃至第117条は、次の各号に掲げる場合に準用する。

1. 金銭債権を理由とする強制執行で、学術的刊行物（第70条）の作成者及びその権利承継人に対してするもの
2. 金銭債権を理由とする強制執行で、写真家（第72条）及びその権利承継人に対してするもの

第5款 金銭債権を理由とする特定の装置を目的とする強制執行

第119条

(1) 専ら著作物の複製又は放送のために特定された装置で、組版面、原版、石版、鉛版、母型及び陰画のようなものは、債権者がこれらの装置を用いて著作物を使用する権限を有しているときにかぎり、金銭債権を理由とする強制執行の目的となる。

(2) 専ら映画の著作物の上映のために特定された装置で映画用フィルム及びこれと同種のものについても、同様とする。

(3) 前二項は、第70条及び第71条に基づき保護を受ける刊行物、第72条に基づき保護を受ける写真、第77条第2項第1文、第85条、第87条、第94条及び第95条に基づき保護を受ける録画物及びレコード盤並びに第87b条第1項に基づき保護を受けるデータベースに、準用するものとする。

第5章 適用領域、経過規定及び最終規定

第1節 法律の適用領域

第1款 著作権

第120条 ドイツ国民その他欧州連合諸国及び欧州経済領域諸国の国民

(1) ドイツ国民は、著作物の発行の有無及び場所を問わず、そのすべての著作物について著作権の保護を受ける。著作物が共同著作者（第8条）によって作成されている場合は、共同著作者の一人がドイツ国民であることをもって足りる。

(2) 次に掲げる者は、いずれも、ドイツ国民と同様に取り扱う。

1. 基本法第116条第1項の意味におけるドイツ人で、ドイツ国籍を有しない者
2. 欧州連合の他のいずれかの加盟国又は欧州経済領域に関する条約の他のいずれかの締約国の国民

第121条 外国の国民

(1) 外国の国民は、この法律の適用領域において発行されたその著作物について、著作権の保護を受ける。ただし、著作物又は著作物の翻訳物が、この法律の適用領域における発行前30日より前に、この地域外において発行されている場合は、このかぎりでない。同様の制約のもとで、外国の国民は、この法律の適用領域において翻訳物によってのみ発行されている著作物についても、保護を受ける。

(2) 造形美術の著作物でこの法律の適用領域における土地に固着されているものについては、これを、前項の意味においてこの法律の適用領域において発行された著作物と同様に取り扱うものとする。

(3) 第1項に基づく保護は、文学及び美術の著作物の保護に関するベルヌ条約の同盟国に属さず、かつ、著作物の発行の時に於いて、この法律の適用領域又は他の同盟国のいずれにおいてもその住所を有しない外国の国民に対しては、その者の属する国が、ドイツ国民に対してその著作物について十分な保護を与えていないときは、連邦司法・消費者保護省の法規命令によって制限することができる。

(4) その余の場合において、外国の国民は、条約の内容に基づいて著作権の保護を受ける。条約が存しない場合において、外国の国民の著作物について著作権の保護が存するのは、その著作者が属する国において、連邦法律広報における連邦司法・消費者保護省の公示に照らせば、ドイツ国民がその著作物について相応する保護を受けるときにかぎる。

(5) 追及権（第26条）が外国の国民に帰属するのは、その者の属する国が、連邦法律広報における連邦司法・消費者保護省の公示に照らせば、ドイツ国民に対し相応する権利を与える場合にかぎる。

(6) 外国の国民は、前五項の要件が存しない場合においても、そのすべての著作物について、第12条から第14条に基づく保護を受ける。

第122条 無国籍者

(1) 無国籍者でこの法律の適用領域内に常居所を有する者は、その著作物について、ドイツ国民の場合と同一の著作権の保護を受ける。

(2) 無国籍者でこの法律の適用領域内に常居所を有しない者は、その著作物について、その者がその常居所を有している外国の国民の場合と同一の著作権の保護を受ける。

第123条 外国の難民

外国人で条約その他法規の意味において難民である者については、第122条の規定を準用する。第121条に基づく保護は、これによって排除されない。

第2款 著作隣接権

第124条 学術的刊行物及び写真

学術的刊行物の保護（第70条）及び写真の保護（第72条）については、第120条乃至第123条を準用するものとする。

第125条 実演芸術家の保護

(1) ドイツ国民は、実演が行われる場所を問わず、そのすべての実演について第73条乃至第83条に基づき与えられる保護を受ける。第120条第2項は、ここに適用する。

(2) 外国の国民は、第3項及び第4項に別段の定めがないかぎり、この法律の適用領域で行われるそのすべての実演について保護を受ける。

(3) 外国の国民の実演が適法に録画物又はレコード盤に収録されかつそれが発行されている場合において、その録画物又はレコード盤がこの法律の適用領域で発行されているときは、外国の国民は、この録画物又はレコード盤に関して、第77条第2項第1文、第78条第1項第1号及び第2項に基づく保護を受ける。ただし、その録画物又はレコード盤が、この法律の適用領域における発行前30日より前に、この地域外において発行されている場合は、このかぎりでない。

(4) 外国の国民の実演が適法に放送によって送信される場合において、その放送がこの法律の適用領域において送出されたときは、その放送を録画物又はレコード盤に収録すること（第77条第1項）及びその放送を再放送すること（第78条第1項第2号）に対する保護、並びに第78条第2項に基づく保護を受ける。

(5) その余の場合において、外国の国民は、条約の内容に基づいて保護を受ける。第121条第4項第2文、第122条及び第123条は、ここに準用する。

(6) 外国の国民は、第2項乃至第5項の要件が存しない場合においても、そのすべての実演について、第74条、第75条、第77条第1項及び第78条第1項第3号に基づく保護を受ける。実演の直接の放送がなされるかぎり、第78条第1項第2号に基づく保護についても同様とする。

(7) 第2項乃至第4項及び第6項に基づいて保護が与えられるときは、その保護は、第82条に基づく保護期間を超えることなく、遅くとも、実演芸術家はその国民である国における保護期間の満了をもって、消滅する。

第126条 レコード盤の製作者の保護

(1) ドイツ国民又はこの法律の適用領域に主たる事務所を有する事業者は、レコード盤の発行の有無及び場所を問わず、そのすべてのレコード盤について第85条及び第86条に基づいて与えられる保護を受ける。第120条第2項は、ここに適用するものとする。主たる事務所を欧州連合の他のいずれかの加盟国又は欧州経済領域に関する条約の他のいずれかの締約国に有する事業者は、この法律の適用領域に主たる事務所を有する事業者と同様に取り扱う。

(2) 外国の国民又はこの法律の適用領域に主たる事務所を有しない事業者は、この法律の適用領域において発行されたそのレコード盤について、レコード盤がこの法律の適用領域における発行前30日より前にこの地域外において発行されている場合を除き、保護を受ける。ただし、この保護は、第85条第3項に基づく保護期間を超えることなく、遅くとも、レコード盤製作者がその国籍を有し又は事業者がその国内に主たる事務所を有する国における保護期間の満了をもって、消滅する。

(3) その余の場合において、外国の国民又はこの法律の適用領域に主たる事務所を有しない事業者は、条約の内容に基づいて、保護を受ける。第121条第4項第2文、第122条及び第123条は、ここに準用する。

第127条 放送事業者の保護

(1) この法律の適用領域に主たる事務所を有する放送事業者は、すべての放送について、その者がこれを送出する場所を問わず、第87条に基づいて与えられる保護を受ける。第126条第1項第3文は、ここに適用するものとする。

(2) この法律の適用領域に主たる事務所を有しない放送事業者は、その者がこの法律の適用領域において送出的すべての放送について、保護を受ける。この保護は、第87条第3項に基づく保護期間を超えることなく、遅くとも、放送事業者がその主たる事務所を有する国における保護期間の満了をもって、消滅する。

(3) その余の場合において、この法律の適用領域に主たる事務所を有しない放送事業者は、条約の内容に基づいて保護を受ける。第121条第4項第2文は、ここに準用する。

第127a条 データベース製作者の保護

(1) ドイツ国民及びこの法律の適用領域に主たる事務所を有する法人は、第87b条に基づいて与えられる保護を受ける。第120条第2項は、ここに適用するものとする。

(2) 次の各号のいずれかに掲げる場合には、ドイツ法又は第120条第2項第2号に定めるいずれかの国の法に基づいて設立された法人でこの法律の適用領域に主たる事務所を有しないものは、第87b条に基づいて与えられる保護を受ける。

1. その主たる管理部門又は主たる営業所が、第120条第2項第2号に定めるいずれかの国の領域にある場合

2. その定款上の主たる事務所がこのいずれかの国の領域にあって、かつ、その業務がドイツの経済又はこのいずれかの国の経済に対して現実の結びつきを示す場合

(3) その余の場合において、外国の国民及び法人は、条約及び欧州共同体が第三国との間に締結する協定の内容に基づいて、保護を受ける。連邦司法・消費者保護省は、この協定を連邦法律広報に公示するものとする。

第128条 映画製作者の保護

(1) ドイツ国民又はこの法律の適用領域に主たる事務所を有する事業者は、そのすべての録画物又は音声付き録画物について、その発行の有無及び場所を問わず、第94条及び第95条に基づいて与えられる保護を受ける。第120条第2項及び第126条第1項第3文は、ここに適用するものとする。

(2) 外国の国民又はこの法律の適用領域に主たる事務所を有しない事業者については、第126条第2項及び第3項の規定を準用する。

第2節 経過規定

第129条 著作物

(1) この法律の規定は、その施行前に作成された著作物にも適用するものとする。ただし、その著作物がこの施行時に著作権の保護を受けていない場合、又はこの法律において他に別段の定めがある場合は、このかぎりでない。著作隣接権についても同様とする。

(2) 著作物で、その著作者の死後50年を経過した後であってこの法律の施行前に公表されたものに関する著作権の存続期間は、従前の規定に従うものとする。

第130条 翻訳物

1902年1月1日前に適法に発行されている翻訳物で、翻訳された著作物の著作者の同意を得ていないものの著作者の権利は、この法律の影響を受けない。

第131条 曲付けされた言語の著作物

曲付けされた言語の著作物で、1910年5月22日の文学及び美術の著作物の保護に関する改正ベルヌ条約の実施のための法律（ライヒ法律広報第793頁）で改正された1901年6月19日の文学及び音楽の著作物の著作権に関する法律（ライヒ法律広報第277頁）第20条に基づいて、その著作者の同意を得ることなく複製し、頒布し、又は公衆に再生することができたものについては、その著作物に曲付けされたものがこの法律の施行前に発行されているときは、なお従前の範囲において複製し、頒布し、又は公衆に再生することができる。

第132条 契約

(1) この法律の規定は、第42条及び第43条を除き、1966年1月1日前に締結された契約には適用しないものとする。第43条は、実演芸術家について準用する。第40条及び第41条は、第40条第1項第2文及び第41条第2項にいう期間が早くとも1966年1月1日をもって始まることを条件として、そうした契約に適用される。

(2) 1966年1月1日前になされた処分は、なおその効力を有する。

(3) 契約その他の事実関係で2002年7月1日前に締結され又は生じたものに対しては、この法律の規定で2002年3月28日に現に有効なものが、本項第2文及び第3文を留保して、引き続き、適用されるものとする。第32a条は、2002年3月28日後に生じた事実関係に適用される。2001年6月1日以後2002年6月30日までに締結された契約に対しては、その許与された権利又は許諾が2002年6月30日後に行使されると認められる場合には、第32条も適用される。

(3a) 契約その他の事実関係で2017年3月1日前に締結され又は生じたものに対しては、この法律の規定で2017年3月1日まで有効であったものが、引き続き、適用されるものとする。第41条（不行使を理由とする撤回権）は、2017年3月1日に有効であった規定において、2018年3月1日以降に生じた事実関係に適用される。

(4) 前二項は、実演芸術家について準用する。

第133条 (廃止)

第134条 著作者

この法律の施行時に、従前の規定に照らして著作物の著作者とみなされる者で、この法律に照らせば著作者とはみなされないものは、第135条の場合を除き、引き続き、著作者とみなす。従前の規定に照らして法人が著作物の著作者とみなされる場合には、著作権の存続期間の計算について従前の規定を適用するものとする。

第135条 著作隣接権の保有者

この法律の施行時に、従前の規定に照らして、写真に係る著作者又は聴覚のための機械的再生装置に著作物を再製したものに係る著作者とみなされる者は、相応する著作隣接権でこの法律がその者に与えるものの保有者とする。

第135a条 保護期間の計算

この法律をその施行前に生じた権利に適用することにより保護の存続期間が短縮される場合において、この法律に基づく保護期間の起算について基準となる事柄がこの法律の施行前に存するときは、その期間は、この法律の施行から初めて計算される。ただし、その保護は、遅くとも、従前の規定に基づく保護期間の経過をもって消滅する。

第136条 複製及び頒布

(1) この法律に照らして許されない複製が従前には適法とされた場合には、この法律の施行前に着手されていた複製物の製作は、完成させることができる。

(2) 前項に基づき又はこの法律の施行前にすでに製作された複製物は、頒布することができる。

(3) 従前の規定に照らして自由に許された複製物について、この法律に基づきその権限を有する者に対して相当なる報酬が支払われなければならないときは、前項に定める複製物は、報酬を支払うことなく頒布することができる。

第137条 権利の譲渡

(1) 著作権がこの法律の施行前に他人に対して譲渡されているかぎり、その取得者には、それに相応する使用权（第31条）が帰属する。ただし、疑いのあるときは、その譲渡は、この法律によってはじめて創設される権限におよぶことはない。

(2) この法律の施行前に著作権の全部又は一部が他人に譲渡されている場合において、疑いのあるときは、その譲渡は、著作権の存続期間が第64条乃至第66条に基づいて延長された期間にもおよぶものとする。著作者に留保された権限の行使がこの法律の施行前に他人に許諾されている場合も、これに準ずる。

(3) 前項の場合において、譲渡人又は許諾を与えた者が、その譲渡又は許諾の対価として、延長された保護期間がすでにその時に定められていたならばより高額の反対給付を得ていたであろうと認められるときは、その取得者又は許諾を得た者は、この譲渡人又は許諾を与えた者に、相当なる報酬を支払わなければならない。

(4) この報酬を求める請求権は、それが行使された後直ちに、取得者が従前定められた保護期間の経過後の期間に関して、その権利を譲渡人の処分に委ね、又は許諾を得た者がこの期間に関して、その許諾を放棄する場合には、消滅する。取得者がこの法律の施行前に著作権を再譲渡した場合には、その再譲渡の事情に鑑みて報酬が取得者に不当な負担を課することになるかぎり、報酬は支払うことを要しない。

(5) 第1項は、著作隣接権に準用する。

第137a条 写真の著作物

(1) この法律の規定で著作権の存続期間に関するものは、写真の著作物で、その保護期間が1985年7月1日にその時まで適用される法に基づいて未だ経過していないものにも、適用するものとする。

(2) 写真の著作物についての使用権が、それ以前に、他人に許与され又は譲渡された場合において、疑いのあるときは、その許与又は譲渡は、写真の著作物についての著作権の存続期間が延長された期間におよぶことはない。

第137b条 特定の刊行物

(1) この法律の規定で第70条及び第71条に基づく保護の存続期間に関するものは、学術的刊行物及び遺作著作物の刊行物で、その保護期間が1990年7月1日にその時まで適用される法に基づき経過していないものにも、適用するものとする。

(2) 学術的刊行物又は遺作著作物の刊行物についての使用権が、1990年7月1日前に、他人に許与され、又は譲渡された場合において、疑いのあるときは、その許与又は譲渡は、著作隣接権の存続期間が延長された期間にもおよぶ。

(3) 第137条第3項及び第4項の規定は、ここに準用する。

第137c条 実演芸術家

(1) この法律の規定で第82条に基づく保護の存続期間に関するものは、1990年7月1日前に録画物又はレコード盤に収録された実演で、1991年1月1日にその録画物又はレコード盤の発行から50年を未だ経過していないものにも、適用するものとする。録画物又はレコード盤がこの期間内に発行されなかったときは、その期間は、実演が行われた時から計算するものとする。この法律に基づく保護は、いかなる場合にも、録画物若しくはレコード盤の発行後50年、又は録画物若しくはレコード盤が発行されなかったときは実演が行われた後50年を超えて存続することはない。

(2) 実演についての使用権が、1990年7月1日前に、他人に許与され、又は譲渡された場合において、疑いのあるときは、その許与又は譲渡は、その保護の存続期間が延長された期間にもおよぶ。

(3) 第137条第3項及び第4項の規定は、ここに準用する。

第137d条 コンピュータ・プログラム

(1) 第1章第8節の規定は、コンピュータ・プログラムで1993年6月24日前に作成されたものにも適用するものとする。ただし、排他的な賃貸権（第69c条第3号）は、プログラムの複製物で、1993年1月1日前に第三者が賃貸を目的として取得したものにはおよばない。

(2) 第69g条第2項は、1993年6月24日前に締結された契約にも適用するものとする。

第137e条 指令92/100/EWGの実施に伴う経過規定

(1) この法律の規定のうち1995年6月30日に施行されるものは、それ以前に作成された著作物、実演、レコード盤、放送及び映画にも適用される。ただし、それらがこの時点ですでに保護を受けていない場合は、このかぎりでない。

(2) 著作物の原作品若しくは複製物又は録画物若しくはレコード盤が1995年6月30日前に取得され又は賃貸を目的として第三者に引き渡されたときは、この時点後の賃貸行為については、賃貸権（第17条、第77条第2項第1文、第85条及び第94条）の所有者の同意は、与えられたものとみなす。賃貸人は、その都度、この権利所有者に相当する報酬を支払わなければならない。第27条第1項第2文及び第3文は、著作者及び実演芸術家の請求権に関して、並びに第27条第3項はここに準用する。第137b条は、これによって妨げられない。

(3) 録画物又はレコード盤で1995年6月30日前に取得され又は賃貸を目的として第三者に引き渡されたものが、1994年7月1日から1995年6月30日までの間に賃貸されたときは、この賃貸行為に対しては、前項第2文を準用することにより、報酬請求権が存するものとする。

(4) 著作者が1995年6月30日前に排他的な頒布権を許与したときは、その許与は、賃貸権についても適用される。実演芸術家が、この時点前に、映画の著作物の製作に際し協力し、又はその実演を映画の著作物の製作のために使用することに同意したときは、その排他的権利は、映画製作者に譲渡されたものとみなす。実演芸術家が、この時点前に、その実演をレコード盤に収録すること及び複製することに同意したときは、その同意は、賃貸を含めた頒布権の譲渡を含むものとみなす。

第137f条 指令93/98/EWGの実施に伴う経過規定

(1) この法律を1995年7月1日以後現に有効な規定において適用するならば、それ以前に生じていた権利の存続期間が短縮されるべき場合には、その保護は、1995年6月30日まで適用される規定に基づく保護期間の経過をもって、消滅する。その余の場合には、保護期間に関するこの法律の規定で1995年7月1日以後現に有効なものは、著作物及び著作隣接権で1995年7月1日に保護が未だ消滅していないものにも適用するものとする。

(2) この法律の規定で1995年7月1日以後現に有効なものは、著作物で、この法律に照らせば1995年7月1日前に保護が満了しているが、欧州連合の他のいずれかの加盟国又は欧州経済領域に関する条約のいずれかの締約国の法律に照らせばこの時点でなおそ

の保護が存続するものにも、適用するものとする。この第1文は、遺作著作物の刊行者（第71条）、実演芸術家（第73条）、レコード盤の製作者（第85条）、放送事業者（第87条）及び映画製作者（第94条及び第95条）の著作隣接権について準用する。

(3) 著作物の保護が前項に基づきこの法律の適用領域において復活するときは、復活する権利は、その著作者に帰属する。ただし、1995年7月1日前に着手された使用行為は、あらかじめ定められた範囲で継続することができる。1995年7月1日以後の使用については、相当なる報酬が支払われるものとする。この第1文から第3文までは、著作隣接権について準用する。

(4) 1995年7月1日前に、この法律に基づきなお保護を受ける給付に関する使用権が、他人に許与され、又は譲渡された場合において、疑いのあるときは、その許与又は譲渡は、保護期間が延長された期間にもおよぶ。この場合には、相当なる報酬が支払われるものとする。

第137g条 指令96/9/EGの実施に伴う経過規定

(1) 第23条第2文、第53条第5項、第55a条、第60d条第2項第1文及び第63条第1項第2文は、データベースの著作物で1998年1月1日前に作成されたものにも適用するものとする。

(2) 第2章第6節の規定は、データベースで1983年1月1日から1997年12月31日までの間に製作されたものにも適用するものとする。この場合において、保護期間は、1998年1月1日から起算する。

(3) 第55a条及び第87e条は、1998年1月1日前に締結された契約には適用しないものとする。

第137h条 指令93/83/EWGの実施に伴う経過規定

(1) 第20a条の規定は、1998年6月1日前に締結された契約について、その契約が2000年1月1日後に終了するものと認められるときは、この時点以後初めて適用するものとする。

(2) 録音物又はレコード盤の共同製作に関する契約で、1998年6月1日前に、欧州連合のいずれかの加盟国又は欧州経済領域のいずれかの締約国に属する少なくとも一人の製

作者を含む二以上の製作者の間で締結されたものが、放送に関する権利を、衛星放送によるとその他種類の放送によるとを区別することなく、その製作者の間で地域的に分割することをあらかじめ定めている場合において、いずれかの製作者がその共同で製作された成果物について衛星放送を行うならば、他のいずれかの製作者の排他的権利で地域又は言語によって制限されたものの利用を妨げることとなるときは、その衛星放送の行為は、この排他的権利の保有者がそれに同意したときにかぎり、許される。

(3) 第20b条第2項の規定は、有線再放送権の許与に関する契約が1998年6月1日後に締結されたと認められるときにかぎり、適用するものとする。

第137i条 債務法現代化法に関する経過規定

民法施行法第229款第6条は、第26条第7項、第36条第2項及び第102条が、その2002年1月1日まで有効な規定において、民法の消滅時効に関する規定で2002年1月1日まで現に有効なものと同様に取り扱われることを条件として、準用する。

第137j条 指令2001/29/EGの実施に基づく経過規定

(1) 第95d条第1項は、2003年12月1日以後新たに取引に供された著作物その他保護対象のすべてについて、適用するものとする。

(2) レコード盤の製作者ための保護期間に関するこの法律の規定で、2003年9月13日以後現に有効なものは、著作隣接権でその保護が2002年12月22日になお消滅していないものにも、適用するものとする。

(3) 前項に基づきレコード盤の保護が復活するときは、復活する権利は、そのレコード盤製作者に帰属する。

(4) 2003年9月13日前に、この法律に基づきなお保護を受けるレコード盤に関する使用権が、他人に許与され、又は譲渡された場合において、その保護期間が第85条第3項に基づき延長されるときは、疑いのあるかぎり、その許与又は譲渡は、この延長された期間にもおよぶ。この場合には、相当なる報酬が支払われるものとする。

第137k条 (廃止)

第137l条 経過措置

(1) 著作者が、1966年1月1日と2008年1月1日の間に、他人に対して、すべての主要な使用権を排他的にかつ地域的及び時間的に制約を付さずに許与したときは、契約締結の時点までに知られていない使用権は、著作者がその他人に対しその使用に関して異議を申し立てないかぎり、その他人に対し同様に許与されているものとみなす。この異議申立ては、2008年1月1日に既に知られている使用方法に関しては、1年間に限り行うことができる。その他の場合には、この異議申立権は、他人が著作物の新たな使用方法の着手の意図に関する通知を、著作者に対して、その者に最後に知られた住所によって発信した後3ヶ月を経過した後に、消滅する。

(2) 前項の規定は、他人が当初より自らに許与されていた使用権を包括的に第三者に譲渡した場合には、その第三者について準用する。著作者が自らの当初の契約の相手方に対して異議を唱える場合には、契約の相手方は、著作者に対して、第三者に関するすべての必要な報告を遅滞なく提供しなければならない。

(3) 前二項に基づく異議申立権は、当事者がその間に知られたものとなった使用方法に関して明示の取極めの締結に至ったときは、消滅する。

(4) 複数の著作物又は著作物構成物が、新たな使用方法においては、すべての著作物又は著作物構成物の使用によってのみ相当な方法で利用され得る総体に統合されている場合は、著作者は、その異議申立権を、信義誠実に反して行使することはできない。

(5) 他人が、第1項に基づき、著作物の新たな使用方法で、契約締結の時点において未だ知られていなかったものに着手する場合には、著作者は、別個の相当なる報酬を求める請求権を有する。第32条第2項及び第4項の規定は、ここに準用する。この請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。契約の相手方が使用権を第三者に譲渡した場合には、この第三者が、著作物の新たな使用方法の着手により、報酬について責任を負う。

第137m 指令2011/77/EUの実施に基づく経過規定

(1) 第82条及び第85条第3項に基づき保護期間、並びに第79条第3項及び第79a条に基づく実演芸術家の権利及び請求権に関する規定は、実演の収録物及びレコード盤で、その実演芸術家及びレコード盤製作者に関する保護期間が、2013年11月1日において、この法律の規定で2013年7月6日まで有効であったものに基づき未だ消滅していなかったものに関して、並びに実演の収録物及びレコード盤で、2013年11月1日後

に生じるものに関して、適用する。

(2) 第65条第3項は、歌詞を伴う作曲で、そのうち作曲又は歌詞が欧州連合の少なくとも一の加盟国で2013年11月1日において保護されているものに関して、及び歌詞を伴う作曲で、この日後に生じるものに関して、適用する。前文に基づき作曲又は歌詞の保護が復活するときは、復活する権利は、その著作者に帰属する。ただし、2013年11月1日前に着手された使用行為は、あらかじめ定められた範囲で継続することができる。2013年11月1日以後の使用については、相当なる報酬が支払われるものとする。

(3) 譲渡契約が2013年11月1日前に実演芸術家及びレコード盤製作者の間で締結されたときは、譲渡は、それに反する明白かつ契約上の手掛かりが存しない限り、保護期間の延長の場合において、その期間にも及ぶ。

第137n 指令2012/28/EUの実施に基づく経過規定

第61条第4項は、使用に係る機関に2014年10月29日前に引き渡された所蔵内容についてのみ適用される。

第137o 著作権・知識社会法に関する経過規定

第60g条は、2018年3月1日前に締結された契約には適用されない。

第3節 最終規定

第138条 無名及び変名の著作物の登録簿

(1) 無名及び変名の著作物の登録簿で第66条第2項第2文に定める登録のためのものは、特許庁でこれを管理する。特許庁は、申請人の権限、又は登録のために申請された事実の真否を審査することなく、登録を行う。

(2) 登録が拒絶されたときは、申請人は、裁判所の裁判を申し立てることができる。この請求については、特許庁の所在地に関して管轄を有する上級地方裁判所が、理由を付した決定によって裁判する。請求は書面により上級地方裁判所に提出するものとする。上級地方裁判所の裁判を終局のものとする。その余の場合において、裁判上の手続きに関しては、家事事件及び非訟事件の手続に関する法律の規定を準用する。

(3) 登録は連邦公報において公告される。公告のための費用は、申請人がこれを前納しなければならない。

(4) 登録原簿の閲覧は、何人にも許される。申立てにより、登録簿の抄本が交付される。

(5) 連邦司法・消費者保護大臣は、法規命令により次の各号に掲げることを行う権限を有する。

1. 申請の形式及び登録簿の管理に関する規則を発すること。
2. 管理費用に充当するために、登録、登録証の発行、並びにその他の抄本及びその認証の交付のための費用（手数料及び立替金）の徴収を命ずること、並びに費用債務者、費用の納付期限、費用の前納義務、費用の免除、消滅時効、費用の確定手続及び費用の確定に対する法的救済に関する規則を定めること。

(6) 1901年6月19日の文学及び音楽の著作物の著作権に関する法律第56条に基づいてライプツィヒ市参事会において行われた登録は、なおその効力を有する。

第138a条 データ保護

人に関するデータが、無名及び変名の著作物の登録に際して含まれている場合には、次の各号に掲げるものは存しない。

1. 人に関するデータの頒布に際しての自然人の保護、自由なデータ取引及び指令95/46/EG（データ保護基本規則）の廃止に関する2016年4月27日の欧州議会及び理事会規則（EU）第2016/679号（欧州共同体公報2016年5月4日第L119号第1頁、2016年11月22日第L314号第72頁）第15条第1項cに定める、報告に関する権利
2. 規則（EU）第2016/679号第19条第2文に定める、通知の義務
3. 規則（EU）第2016/679号第21条第1項に定める、異議申立てに関する権利

規則（EU）第2016/679号第15条第3項に基づくコピーの入手に関する権利は、関係者が無名又は変名の著作物に関するドイツ特許商標庁の登録原簿の閲覧し得ることによって、充たされる。

第139条 刑事訴訟法の改正

刑事訴訟法第374条第1項第8号は、次の内容を含むものとする。

「8. 特許法、実用新案法、商標法及び意匠法の侵害行為で、軽罪として可罰的であるかぎりそのすべてのもの、並びに著作権法第106条乃至第108条に基づく軽罪」

第140条 1952年9月6日に署名された万国著作権条約に関する法律の改正

1952年9月6日に署名された万国著作権条約に関する1955年2月24日の法律（連邦法律広報第Ⅱ部第101頁）第2条の後に、次の第2a条を加える。

「第2a条 外国の国民が、その著作物について、条約に基づきこの法律の適用領域において受ける保護の存続期間の計算については、条約第4条第4号乃至第6号の規定を適用するものとする。」

第141条 廃止される規定

この法律の施行とともに、次の各号に掲げる規定が廃止される。

1. 1870年6月11日の文書著作物、図版、音楽作品および演劇著作物の著作権に関する法律（北ドイツ連邦連邦法律広報第339頁）第57条乃至第60条
2. 1876年1月9日の造形美術の著作物の著作権に関する法律第17条乃至第19条
3. 1910年5月22日の文学及び美術の著作物の保護に関する改正ベルヌ条約の実施のための法律、及び1934年12月13日の著作権の保護期間の延長のための法律（ライヒ法律広報第Ⅱ部第1395頁）で改正された1901年6月19日の文学及び音楽の著作物の著作権に関する法律
4. 1910年5月22日の文学及び美術の著作物の保護に関する改正ベルヌ条約の実施のための法律で改正された1901年6月19日の出版権に関する法律（ライヒ法律広報第217頁）第3条、第13条及び第42条
5. 1910年5月22日の文学及び美術の著作物の保護に関する改正ベルヌ条約の実施のための法律、1934年12月13日の著作権の保護期間の延長のための法律、及び1940年5月12日の写真の著作権に関する保護期間の延長のための法律（ライヒ法律広報第Ⅰ部第758頁）で改正された1907年1月9日の造形美術及び写真の著作物の著作権に関する法律（ライヒ法律広報第7頁）中、肖像の保護に関係しない部分
6. 1910年5月22日の文学及び美術の著作物の保護に関する改正ベルヌ条

約の実施のための法律第1条、第3条及び第4条

7. 1936年4月30日の映画報道の容易化のための法律（ライヒ法律広報第I部第404頁）
8. 1951年4月25日の連邦領土内の無国籍外国人の法的地位に関する法律（連邦法律広報第I部第269頁）第10条

第142条 評価・時限設定

(1) 連邦政府は、著作権・知識社会法の施行後4年において、ドイツ連邦議会に、第1章第6節第4款の効果について報告を行う。

(2) 第1章第6節第4款は、2023年3月1日以降は適用されない。

第143条 施行

(1) 第64条から第67条、第69条、第105条第1項から第3項及び第138条第5項は、この法律の公布の翌日に施行する。

(2) その余の場合には、この法律は、1966年1月1日に施行する。

1907年1月9日の造形美術の著作物
及び写真の著作物の著作権に関する法律

(ライヒ法律広報第7頁〔連邦法律広報第III部分類番号第440-3号に公表された修正版〕)

最終改正：2001年2月16日の同性者間の共同体（パートナーシャフト）の差別を終了させるための法律

(連邦法律広報第I部第266頁)

第22条 【自己の肖像に関する権利】

肖像は、肖像本人の同意がある場合に限り、頒布し、又は公衆に展示することができる。肖像本人が、自らを描写させることにつき報酬を受けている場合において、疑いがあるときは、この同意は与えられたものとみなす。肖像本人の死後は、10年の期間が終了するまでの間、肖像本人の近親者の同意を要する。この法律の意味における近親者とは、肖像本人の生存配偶者又はパートナー及び子をいうものとし、配偶者、パートナー又は子のいずれも存しない場合には、肖像本人の父母をいうものとする。

第23条 【第22条に対する例外】

(1) つぎの各号に掲げるものは、前条により必要とされる同意を得ることなく、頒布し、及び展示することができる。

1. 時事の領域に属する肖像
2. 影像で、人物が風景その他の場所と並び専ら点景として登場するもの
3. 影像で、描写された人物が参加している集会、行進及びそれに類する出来事に関するもの
4. 囑託によらずに作成された肖像で、その頒布又は展示が美術のより高度の利益に裨益するもの

(2) ただし、この権限は、頒布及び展示で、肖像本人の正当な利益又はその者が死亡の場合にはその近親者の正当な利益を損なうものには及ばない。

第24条 【公共の利益による例外】

司法又は公共の安全を目的とするときは、当局は、肖像を、その権限を有する者及び肖像本人又はその近親者の同意を得ることなく、複製し、頒布し、及び公衆に展示することができる。

第33条 【罰則】

(1) 第22条及び第23条の規定に違反して肖像を頒布し又は公衆に展示する者は、1年以下の自由刑又は罰金に処する。

(2) その行為は、告訴があるときにのみ訴追される。

第37条 【廃棄】

(1) 違法に製作され、頒布され、又は上映に供された現物、及び、専ら違法な複製又は上映のために特定された装置で、型枠、印刷用の版、石版のようなものは、これを廃棄する。違法に頒布され、又は公衆に展示された肖像、及び、専らその複製のために特定された装置についても、同様とする。著作物の一部が違法に製作され、頒布され又は上映されたにすぎないときは、この部分及びそれに対応する装置の廃棄について、認めるものとする。

(2) 廃棄の対象は、現物及び装置で、製作、頒布、上映若しくは展示に関与した者又はこれらの者の相続人の所有にかかるすべてのものが、これにあたる。

(3) 廃棄は、製作、頒布、上映又は展示が、故意又は過失のいずれによることもなく行われるときも、認めるものとする。

(4) 廃棄は、それが所有者に対して確定した裁判をもって認められた後に、行われなければならない。現物又は装置が、廃棄によるとは異なる方法により除去することが可能であると認められる場合において、所有者がその費用を引き受けるときは、この方法が行われなければならない。

第38条 【引取りの権利】

被侵害者は、廃棄に代え、現物及び装置を、その全部又は一部について、その製作費用と同額を上限とする相当なる報酬と引き換えに引き取る権利を自らに認めるよう、求めることができる。

第42条 【民事又は刑事手続】

現物又は装置の廃棄は、民法上の争訟の方法により、又は刑事手続において、訴追することができる。

第43条 【申請に基づく廃棄】

(1) 現物又は装置の廃棄は、刑事手続においても、被侵害者による個別の申請がある場合にのみ、これを認めることができる。

(2) 被侵害者は、現物又は装置の廃棄を、独立して訴追することができる。この場合において、刑事訴訟法第477条乃至第479条の規定を、被侵害者が私的公訴人となり得ることを条件として、適用する。

第44条 【引取りに対する権利】

第42条及び第43条の規定は、第38条に定める権利に関する訴追について準用する。

第48条 【消滅時効】

(1) 著作物の違法な頒布又は上映を理由とする損害賠償を求める請求及び刑事訴追並びに肖像の違法な頒布又は展示を理由とする刑事訴追は、3年の時効によって消滅する。

(2) 消滅時効は、違法行為が最後に行われた日をもって開始する。

第50条 【廃棄を求める申請】

現物及び装置につきそれらの廃棄を求める申請は、当該現物又は装置が現存する間は許される。

第55条 【施行】

(1) この法律は、1907年7月1日をもって施行する。

※訳注記 条の見出しを大亀甲で括ったのは、法律の原文には見出し表示を欠いていることによる。個々の見出し表示は、ドイツ連邦司法省が提供するテキストに拠った。